

方は、請求に基き、右締盟國に、援助を與ふること。其場合兩締盟國は、他の一方の同意を得るにあらざれば、講和をなすことを得ざること。

三、兩締約國の一方が、前條の規定によつて、他の一方に兵力の援助を與ふべき條件及援助の實際方法は、兩國の關係當局に於て協議すべきこと。

四、兩締盟國の一方は、切迫せる戰爭の重大なる程度に適應すべき援助を、其同盟國より保障されるにあらざれば、第二條の規定の兵力的援助を他の一方に與へる義務は無い。

五、本協約は一九二一年七月十四日(第三回日英同盟の期限)迄效力を有し、右期限十二ヶ月前に、兩國の孰れよりも、廢棄の通告なき時は、兩國の孰れから廢棄の意思を表明したる日より、一ヶ年間、有效とする。

と云ふ内容を持つものが、秘密に附せらるゝ部分に於て取極められてゐることが明らかとなつた。斯くの如くして非常な難航をつゞけた、日露協約は遂に成立した。最初から之を熱心に主張してやまなかつた山縣公としては、極めて満足であつたらしく、調印後數日を経た七月十日に、高橋箒庵に對し、「今般日露協約の成立したるは、自分が年來の宿志を達したるものにて欣喜に堪へず」と語つてゐる。

### 草臥儲けに終る

永い歲月と幾多の紛糾を重ねて締結した、本協約に關して、日本が期待した所の問題は、一に東支鐵道問題の讓渡實行にあつた。然るにロシアは調印の後になつて、之が評價について、寛城子老燒鍋間九十七露里で、八千萬ルーブルと云ふやうな、法外の申出をなして、問題を紛糾せしめた。さうして此問題は、大隈内閣から寺内内閣に

持ち起され、日露同盟の立役者の一人であつた寺内首相と、自ら此協約締結の衝に當つた本野外相との手によつて交渉が續けられたが、日露の意見は容易に一致を見なかつた。彼是してゐる内に、露國に政變があつて、帝制政府が打倒されて、革命政權の樹立を見た結果、遂に此問題は、最後の決定に至らずして、闇から闇に葬らるるの餘儀なきに至つて仕舞つた。

さうして折角非常な苦心の末に出來た同盟條約も、大正六年十二月十九日、勞農政府の手によつて、第一回から第三回に至る協約の秘密條項と共に、悉く之をイズベスチャ紙上に於て暴露せられた。其上に勞農政府は此第四回の、秘密協約第一條中に、「第三國」とあるのは、英米兩國を指すものであると云ふ註釋を加へ、之を以て聯合國の間の離間するの具に利用した。



### III 大正四年日支交渉

#### 英米關係最後通牒問題

#### 急造の北京協定

明治三十七、八年の日露戦争は、ポーツマス條約によつて終局となつた。然し日本の滿洲に於ける地位を確保するが爲には、更に清國と交渉を遂ぐる必要があつた。従つて小村外相は自ら北京に使用して、此交渉を進めることとなつたが、桂内閣は小村全權の東京出發に先立つて、此交渉が終局を告げるを俟つて、總辭職を執行することに定め之を閣下に奏聞する所があつた。

斯かる事情の下に、小村外相は十一月六日東京を出發して北京に赴き、同月十七日から清國全權と談判を開始したが、何しろ内閣の總辭職は既定の事實である。さうして議會の關係上、此決行は少くとも一月中旬までにはなされなければならぬと云ふのであるから、小村外相としては、早急に北京交渉を切上げなければならなかつた。従つて小村外相は、日本の滿洲に於ける地位を安定せしむる爲に、清廷との間に十分に折衝するの餘裕がなかつた。故に大體ロシアから清國の承諾を條件として帝國が讓渡を受けたものに對して、清國の承諾を求むる程度に



止めて、十二月二十二日を以て日清善後協定の調印を終つた。

其結果肝腎の關東州租借は、ロシアが二十五ヶ年を期限として居つた其残半を引繼いだだけであつたから、當時に於て餘す所僅に十八年で、大正十二年には満期となるべき事情になり、安奉鐵道亦之と期を同じうして、支那の買受に應じなければならぬことに定められた。たゞ南滿洲鐵道だけは、尙相當の期間を餘しては居つたが夫れでも昭和十四年には、支那側で買収しようと思ふならば、賣渡してやらなければならぬことになつてゐた。然しこれは條約上の規定に過ぎない。我國としては國運を賭して漸く贏ち得た、滿洲に於ける權益である。これを斯う云ふ條約上の規定通りに、手離すことの出来やう筈は無い。否永久に之を把持しなければならぬと云ふのが、我國民的の信念である。

けれども條約上の規定は遺憾ながら、此國民的の信念と合致するやうに出来てはゐない。故に條約上の規定をも國民的の信念と一致するものとしなければならぬと云ふことは、北京協定締結の當時から、我國に課せられた問題であつた。

併しながら斯かる問題の交渉は、藪から棒に、いつでも提起することは適當でない。さりとして其適當の時機を求め得ずして、愈よ條約所定の期限に迫つてから、交渉を開始することも、策を得たものではない。故に我國としては、速に適當の機會を求めて、この交渉をしなければならぬが、日露戦後の滿洲は、列國注視の的となり、殊にアメリカ合衆國が、此に重大なる關心を持つに至り、或は滿洲鐵道中立提議、錦愛鐵道計畫等の問題が、次々に起つて來るに加へて、支那に於ける國權恢復熱は日に高まり、其間、清廷の覆滅、共和政治の出現によつて、之等

の交渉を進むるには、不適當なる情勢が益々醸成されつつあつた。此間に於ける我當局の焦慮は、誠に想察に餘りあるものがあるが、時は猶豫なく過ぎ行きつつあつたのである。

### イギリスとの諒解

さうして我國が此問題について、支那と交渉するとすれば、先づ豫め同盟國である、イギリスと話をすることが、當時の情勢としては、已むを得ないことであつた。

然るに此イギリスとの話が、大正二年の始めに、時の加藤駐英大使によつて遂げられた。大正元年十二月第三次桂内閣の成立に際し、桂公は加藤駐英大使に、外相たらんことを求めた。加藤大使は之を受諾するに決し、其爲にロンドンを去ることになつたが、之に先つて加藤大使はグレー外相との間に、此話をも進めたのであつた。即ち大正二年一月三日の會見に於て、加藤大使は

今茲に申述べんとする問題は差當り解決を急ぐべき性質のものにも無之又訓令により帝國政府の意見を陳述せんとする次第にもあらず。唯だ本使は近く當地を去るべく、且歸朝の上は、多分帝國外交の衝に立つに至るべきが故に、此機會に於て、特に貴大臣の考量に入れ置きたきものありて、開陳する次第なり。

所謂問題とは、即ち曩に我國が清國より租借せる關東州租借地に關するものなり。關東州中旅順大連の如きは、貴大臣も熟知せらるゝが如く、日本が日清戦役中、多大の人命と資材とを擲つて日本軍の奪取したる所なるに、日清講和成るに及び、歐州の三大強國は、日本に對し、友誼的勸告を爲すと稱して干涉し、遂に日本をして其漸く清國より獲得したる遼東半島の還



附を餘儀なくせしむるに至れり。これ已に日本に對する不法なる壓迫の甚しきものなる所、更に三國中の一強國は、自ら日本をして拋棄せしめたる其遼東半島に入つて、之に桔偃するに至り、其後日露戰爭に於て、日本は漸く露國を逐ひ、再び關東州に據ることを得たる次第にして、若し夫れ港灣としての價值について、之を云へば旅順の如き果して、之を領有するの必要と價値のありや否や、本使自ら疑無きにあらず。又關東州租借地全體について、これを云へば面積狭少、土地磽确にして、殆んど何等の價値無しと雖、日本の該地方に對する關係は、利害の考量を以て律すべきにあらずして、實に前述の如き歴史的、感情的の因縁を有するものなり。従つて日本は旅順大連及其背後の地を含める關東州には、永遠之に依據するの決心を有するものにして、之は我國現政府の方針と云ふにあらず。如何なる政府の下に於ても、渝るべからざるものにして、畢竟日本國民の決意に外ならず。其決意の表彰とも見るべきもの少なからずと雖、彼等が關東州内に於て、樹木を植付けつゝあるが如きは、實に不言の裡に此決意を示すものと云ふべきなり。樹木を植付けるは百年の長計なり。十年十數年の後に還附せざるべからざる土地なりとせば、何人か之に植樹することを思ふべきか。固より日本は此等の地方の領有を繼續するについては適當の名義を設け、成るべく支那をして日本の領有を應諾するに、困難なからしめざることを努むべきは勿論、又如何なる時機に於て、如何なる名義を案出して、支那と交渉すべきやは、今より豫測し難しと雖、要するに我國國民の決心は、如上の通りなるを以て、如何なる政見を有する政府と雖、恐らくは此方針を離るゝこと能はざるべし。租借滿期迄には、尙十年餘の時日あるの今日此問題を申出たるは時期早きに過ぐるの嫌あり。又其頃に至りて本使が尙外交當局の地位に在るが如きことは多分之なかるべしと雖、此日本國民の決意は、夙に同盟國當局に於て諒し置かれんこと希望に堪へざる次第なるを以て、こゝに詳述するに至りしものにして、決して政府の意見を述べたるにあらず。國民の意志斯くの如きものなることを述べんと欲したるなり。尙滿洲に於ける門戶開放機會均等の主義を嚴守するの點に至つては、日本は終始一貫して、渝ることなきものなることは了承し置かれんことを望む。

と述べた。之に對しグレーは

貴使の説かれたる所は、能く之を諒せり。租借地に關する歴史上の行懸りは、自分に於ても克く承知するところにして、貴使の説中關東州は日清戰爭の終に於て、一旦日本の有に歸したるものにして、日露戰爭の結果は偶々日本をして、其既に一旦獲得したるものを回復せしめたるものなるに過ぎずとの一節は、頗る有力なる議論なり。従つて之が領有に對する、日本國民の決心、亦決して理なきにあらず。貴使は租借地に於て、日本人が樹木を植付けつゝあることを述べたるが、夫より以上、日本人は該地方に血を植付けたり。(planted blood) 畢竟此問題は、貴國と支那との間に於て決せらるべきものにして、他國にて容喙の要なからん。英國の租借地たる威海衛については、旅順大連が日本に歸したるの後、清國より其還附を要求し來ることありしも、實際斯くの如き問題を提起することなからんことを望む旨清國に申入れ、爾來其儘となり居れり。貴使の述べられたるところは、之を外務省の記録に存置し、自分外務大臣の地位を去るの後に於ても、其事の明確に傳はるやう取計ふべし。

と答へた。其後引續いて行はれた一月十日のグレーとの會談に於て加藤大使は、更に夫れ以前の滿洲の問題について意見を述べた。曰く

前日會見の際には、主として關東州租借地延期の件につき申述べ置きたるが、其後更に熟慮したるに、滿洲に於ける日本の鐵道の期限延長についても、日本の希望を、貴大臣に申入れ置くこと然るべくと思考したるにつき、本日は其事を略敘したし。長春より旅順大連に至る鐵道幹線を、支那が回收せんことを申出し得るまでには、尙二十五年を餘すと雖、其期限満了したりとて、單純に之を支那へ渡すことは、實際日本の爲し能はざる所なるべく、従つて必ず期限延長を請求することゝなるべきが、夫等の談判も、租借地期限延期の談判と同時に、之を爲すを便利と思考す。殊に其支線にして、朝鮮滿洲兩鐵



道を聯結せる奉天安東間の鐵道を、支那が回收し得べき期限は、今後十ヶ年餘にして、關東州租借期限と略々相近し。單に條約との規定について論ずれば、南滿幹線の期限問題發生以前に於て、安奉鐵道回收問題起り得べきが如しと雖、元來安奉鐵道なるものは、日露戰役中、日本軍の假りに敷設したるものに係り、其後之を改築せんとするに際し、日清間の交渉容易に纏らず、遂に日本は自由行動を採らんとし、其結果清國は、改築に同意するの已むを得ざるに至りたるは、貴大臣も記憶せらるゝ所なるべく、右改築の結果、該鐵道は、朝鮮滿洲兩大鐵道を聯結することとなり、既に世界公道の一部となるに至りたるものにして、自然其幹線たる、南滿鐵道と運命を同くすべきものなりとす。支那が其條約上の回收期の到達するを俟ち、之を回收したりとするも、元と兩大鐵道の間を介して、獨立のものにあらざる安奉鐵道は、之を別個のものとして經營すること能はざるは明瞭なり。

右所陳の理由により、日本は清國との協約による、期限の到達に先ち、多分南滿鐵道本支線の特許期限の延長を、支那政府に交渉することとなるべしと思考せらるゝつき此儀豫め英國政府に於て諒知し置かれんことを望む。

と。之に對しグレイは格別の意見を述べず、たゞ「安奉鐵道改築に關する交渉のことは能く承知し居れり」と答へ、「一體鐵道期限延長の交渉は、何時頃着手する積か」と尋ねた。茲に於て加藤大使は

右の如き交渉は何時開始せらるべきやについては、今日より何等豫言を爲すこと能はずと雖、凡そ事を起すには、之を起すべきサイコロジカル、モーメントのあるべきものなり。而して日本が支那に對し、鐵道期限擴張の要求を提起すべき、サイコロジカル、モーメントは、或は近き將來に於て來ることあるや、又は數年の後も來らざるやも知るべからず、何れにせよ協約上の期限以前には、支那と其交渉を爲さざるべからざるものなるにつき、其事を含み置かれたし。

と答へた。グレイは此鐵道の問題については、何等反對はしなかつたが、さりとして著しく會心の模様も見えなかつたと加藤大使は書き残してある。

つたと加藤大使は書き残してある。  
さうして一月三日の會談については、グレイが加藤大使に言葉を番へた通りに、加藤大使歸國の後、代理大使の小池參事官に對して、「外務省の記録に斯くの如く記録した」との前文を添えて、當日の會談要領の先方の記録を我方に送付して來た。

グレイは勿論此談話のことを忘れなかつた。日獨開戰後加藤外相が或る場合に東京駐劄のイギリス大使ブリーンに、此事を内話したるに對し、グレイは慫慂グリーンへの回電中に於て、「自分は加藤男が此國を去るに當つて遼東半島に關して談話をしたることを決して忘れない」と云つて來たことがあつた。

茲で滿洲問題解決に關する、日英間の諒解は出來たが、當時我國にあつては、滿洲に於ける我國の地位を鞏固にするが爲には、單なる年限延期位を以て満足することは出來ない。更に進んだ根本的の處置を講ずべきであるとの議が、相當に有力であつた。従つて加藤大使は果して斯かる滿洲問題の處理方針が、桂内閣の容認する所となるべきやについても、一抹の疑問があつた。更に今日が支那に、斯かる問題を提起する爲の、適當なる時期であるや否やについては、勿論より大なる疑問があつた。

そこで加藤大使は歸朝の途次、滿洲を経由するに當つて、特に伊集院駐支公使と長春に會し、南下の車中、支那の現状が斯かる問題の提起に適せるや否やを諮つた。伊集院公使は、今日は其時機にあらざる所以を答へたので、加藤大使は、今後支那當局との間に、此問題解決に便宜なる地盤を作るやうにと指示して東京に歸り、着京の翌朝、來訪した桂首相に、この經過を語つた處、桂首相も滿洲問題の解決方法について、全然其所見を同じく



すると云ふので、茲に加藤伯の桂内閣への入閣は決定した。

然し此桂内閣は、其後一ヶ月ならずして總辭職した爲に、勿論此問題に對しては、何等の進展をも見るに至らずして止んだ。たゞ加藤伯は其後繼者であつた、牧野伯に事務引繼をなすに當つて、「普通事務の引繼以外に引繼いで置きたい重要な問題がある。然し自分にも経験のあることだが、大臣新任當時は、實に忙しいものである。別に急ぐことでもなし、又そんな忙しい最中に掻い摘んで云ふべき問題でもないから、其中一段落ついたあとでよいから、一度時間をつくつて貰ひたい。篤とお話して置きたいことがある。なるべくならば山本首相の御同席をも願へれば仕合せである」と話して置いた。

其結果三月に入つて、山本首相、牧野外相同席の上で、首相官邸に於て加藤伯と會見した。加藤伯は前記グレイとの會談の次第を述べたところ兩相共に全然之に賛意を表し、加藤伯の用意周到な英國當局との談話に感謝した。さうして牧野外相は阿部政務局長を、加藤伯の下に遣して、更に詳細に此間の事情を聴取せしめ、折角此問題の解決に向はんとしたが、遂に所謂サイコルジアル、モーメントは到來せずして、大正三年三月、山本内閣は倒れ、其後を受けた大隈内閣の加藤外相の手によつて、其解決を見ることとなつた。

然かも其時にイギリスに於ては、加藤伯と親しく此問題を語つたグレイが、依然外相の任にあつた。そこで對支交渉提起の直後である一月二十二日、井上大使がグレイに會つて、始めて此交渉のことを内告した時に、グレイは「遼東半島租借地及滿洲鐵道期限延長の件については、先年加藤男が歸朝の際、自分と會談した次第もあつて、日本の要求は敢て理由の無いことではないと自分も豫てから思つてゐた」と語つた。

### サイコルジアル、モーメント到來

早くから、滿洲問題解決に關する話を、持ち出すべく、サイコルジアル、モーメントを求めつつあつた加藤外相は、歐洲戰爭の突發、さうして日本が日英同盟の誼によつて、これに参加することになつた時を以て、正に其時機の到來しつゝあるものと感じたやうである。さうして膠州灣還附の代償として、此問題を解決すべしとの考へ方も、既に此時からあつたやうである。

大正三年八月中旬、愈よ日本が大戦参加にきまつた頃に、早くも日本による膠州灣攻撃を豫見した支那政府が、アメリカ政府に泣き付いて、アメリカをして日英兩國に對して、支那の領土保全及中立確保に關する話を持ち出して貰ふことを計畫したことがあつた。此ことを傳聞した我當局は、イギリスを誘つて、共同して支那に對して警告を與へようと云ふ話になつた。

其時に支那の領土保全の問題から、膠州灣を支那に還附すべきや否やの話が、加藤外相とイギリス大使との間に行はれた。此場合加藤外相は

膠州灣を還附すると云ふやうな保障は、今日に於ては之を與へることが出来ない。假に膠州灣を、支那に還附するやうなことがありとしても、日本としては相當の條件を附けなければならぬ。其中には例へば遼東半島租借地處分に關するやうなこともあるであらう。

と語り、且先年のグレイとの談話のことを話した。これをイギリス大使が、本國政府に對して報告したのに對し、



先にあげたやうなグレイから、加藤男との談話は、決して忘れないと云つて來たのである。従つて日本の大戦參加の直後には、加藤外相は愈よこの機に、滿洲問題其他を支那に切り出さうといふ考へを持つてゐたことは疑ふべくもない。

山座公使急逝の後を受けて、支那に赴任した日置益が、北京に着いたのは、八月二十日で、正にドイツに對する最後通牒の期限に先つ三日であつた。當時ドイツは膠州灣を日本に引渡さないやうにする爲に、支那に還附しようとして策動したりして、支那は前述のやうにアメリカにすがらうとしたり、この對獨最後通牒をめぐつて、北京の外交界が複雑怪奇を極めて居つた頃である。

日置公使の赴任に際して、加藤外相は往年のグレイとの内話の顛末を語つて、此際に滿洲問題多年の懸案を、解決すべき旨を指示した。現に日置公使は、北京着任後週日ならざる八月二十六日に、早くも此機會に於て對交渉を提起すべきであるとなして、夫れ／＼條件を列擧して意見を稟申して來たが、其中に「滿蒙に關する事項については、本使赴任の際、親しく閣下より訓令せられたる趣旨を體し」云々と述べてある。即ち日置の赴任前に加藤外相が此點に關して指示を與へたことは明らかである。

然し加藤外相は此日置公使の申立を、其儘に採用しなかつた。八月二十九日に「御意見の次第は大體に於て至極御尤もなるも、膠州灣攻撃も未だ進捗せず、歐洲の戦局亦十分前途の見積つかず、且支那の人心も我に對して尙多大の不安を表白しつゝある際なるにつき、今直ちに本件を支那政府に提出するは、時機稍早きに過ぐると認むるを以て、今暫く形勢の推移を觀望し、十分の見込つきたる上にて、之を提出することと致度」と電訓し、尙其

中に於て「愈よ右提出の場合には要求條件及交換條件双方に對し、當方の意見の次第もあるにつき」と附言して北京から申出の個條のみでは不十分である意を明らかにした。

要するに適當の時機を見て、滿洲問題に關して、支那に交渉を提起せんとしたのは、加藤外相積年の宿望であり、さうして歐洲戰爭に對する帝國の參加が決定して以來は、愈よ其時機到來せるものとして、東京に於ても、北京に於ても、早くから支那に對する交渉の用意が、進められつゝあつたのである。

斯くて愈よ諸般の準備が成つたのは、同年秋であつた。即ち十一月十二日には、日置公使に歸朝を命じ、親しく熟議を遂げた上で、愈よ十二月三日を以て、交渉提起に關する訓令を與へ、日置公使之を奉じて歸燕し、遂に翌年一月十八日を以て、之を袁總統に提起したのである。此提案の内容の如きは、既に一般に明らかになつてゐることであるから、いま茲に贅しなす。

### 交渉内容の第三國への内示

斯くの如く我國が支那と交渉を始めるに當つて、之を第三國側に内示すべきや否や。若し内示するとせば、其時機と程度とを、如何にすべきやと云ふ問題が生ずる。さうして加藤外相は、事實上支那と交渉を開始した以後に於て、其大綱のみを、英露佛米の四國に内報することに決めた。

そこで加藤外相は一月八日、日置公使に對して、何時でも支那側と交渉を開いてもよいと云ふ訓令を出すと同時に、駐英露佛米の各大使に、要求の内容を電報して、追つて東京からの指圖を俟つて、各任國に之を内示すべ



き旨を訓令した。さうして一月十八日日置公使が、袁世凱に對して交渉を提起した直後、先づ井上駐英大使に對し、イギリス政府に内示すべき旨を訓令し、其結果一月二十二日を以て第五號を除く以外の交渉内容はグレイに傳へられたが、同時に東京に於ては加藤外相からグリーン大使に同様の内告が行はれた。

其後二月五日に至り、加藤外相から露佛兩大使に、更に二月九日には、同じく米國大使に、交渉に關する大要が内話されたが、これと前後して、我在外使臣から、同じく此三國政府に同様の申入が行はれた。

爾後此交渉を終るまでの間に、イギリスとアメリカとは色々文句を云つて來たが、ロシアとフランスとからは、遂に何等の申出にも接しなかつた。

従つて本交渉をめぐつての、所謂第三國關係なるものは、全く英米兩國に關するもののみである。

### 第五項の問題

さうして其後英米兩國との間に問題となり、色々交渉を重ねる原因となつたものは、本交渉のホンの一部に過ぎない、所謂第五項に關するものであつた。日置公使が支那に提示した要求の第五項なるものは

- 一、中央政府に政治、財政及軍事顧問として、有力なる日本人を備聘すること。
- 二、支那内地に於ける、日本の病院、寺院及學校に對しては、其土地所有權を認むること。
- 三、從來日支間に、警察事故の發生を見ることが多く、不快なる論争を醸したることも尠からざるにつき、此際必要の地方に於ける警察を、日支合辦とするか、又は是等地方に於ける警察官廳に、日本人を備聘し、以て一面支那警察機關の刷新確立

に資すること。

- 四、日本より一定數量の兵器の供給を仰ぐか、又は支那に日支合辦の兵器廠を設立し、日本より技師及材料の供給を仰ぐこと。
- 五、日本國資本家と密接の關係を有する、南昌九江鐵道の發展に資する爲、且南支鐵道問題に關する、永年の交渉に顧み、武昌と九江南昌線を聯絡する鐵道、及南昌杭州間、南昌潮州間鐵道敷設權を、日本に許與すること。
- 六、臺灣との關係、及福建不割讓約定との關係に顧み、福建省に於ける鐵道、鑛山、港灣の設備(造船所を含む)に關し、外國資本を要する場合には先づ日本に協議すること。
- 七、支那に於ける日本人の布教權を認むること。

の各項を含むものであつたが、然し之は最初、日置公使に與へられた訓令中に明記してある通り、「第一號乃至第五號の各項とは、全然別個の問題として、此際支那に其實行を勸告」する所謂希望條項と稱せられたものである。第一號乃至第四號は要求(demands)であるが、第五號は希望(requests)であるとして、最初から全然區別されたものである。それ故に第三國側に、交渉の内容を告げるに當つても、この第五項に關するものだけは、之を省いて内告しなかつたのであるが、此ことが其後になつて相當面倒な問題となつた。

此要求と希望との區別については、イギリス大使グリーンと、加藤外相との間に問答が行はれたことがあつた。グリーン大使が二月十日加藤外相を訪ねて、内示の場合に之を漏らしたことに就いて不滿の意を表明した時に、加藤外相は「支那に對して要求してゐることは、先達内示した以外には決して無い、たゞ其外に日置公使から希望を述べた事柄はある」と述べて、「要求と希望との違ふことは御承知の筈である」と附加した。



之に對してグリーン大使が、「要求とは必ず斯くすべしと云ふこと、希望とは斯かることは成し得るやと云ふことであらう」と云ふと、加藤外相は「其通りである」と答へた。要求と希望との區別は之によつて明らかである。尙この兩者の區別については、三月十三日付で米國政府から送つて來た、二十頁に互る、長文の文書の冒頭に於ても、指摘してゐる。曰く

アメリカ政府は日本政府から送られた二回の文書によつて、希望條項は (requests) 要求 (demands) として支那に提出されたものではない、單に友好的考慮を求むる爲の希望 (wishes) として、支那に要望したるものであると云ふことを知つたことを満足とする。

と云つてゐる。従つてこの希望條項が、要求條項とは、性質の違つたものであると云ふことは、英米兩國にも能く判つてゐたのである。

つまり當時この第五號の希望條項の内容を、第三國側に内示したかつたのは、元々日本が支那と交渉をするに當つて、豫め一から十まで、第三國に話す必要は無い、現に之等の第三國が、何か支那と交渉する場合にも、豫め我國に一々打明けて話す譯ではない。従つて要求ではない、全く性質の違つた希望條項であるが故に、此方とは、特に内報する必要はなからうと云ふことになつて、内告の場合に、これは除外することになつたものやうである。

#### 支那側の第五號問題利用

この交渉の内容は、支那の方から、次第に漏洩されて、一月末には、北京、天津の新聞は、早くも此内容に關する報道を掲載するやうになり、全部で二十一ヶ條から成つてゐると云ふことも傳へられて來た。さうして二月上旬になると、外國の新聞紙は、遂に第五號の内容を列挙して、日本の要求中には、第三國側に内示された以上のもものが、含まれてゐる旨を書き立てた。

日本が第五號の各項を、第三國側に内示してゐないことを知つた支那側は、早速之を利用し始めた。即ち舊に其内容を漏らすだけでなく、故意に内容を捏造して、如何にも、日本の申出が、不當なものであるかの如く印象せしむることに努めた。即ち顧問の備聘については、only influential subjects of Japan と only の一語を挿入することによつて、如何にも日本が排他獨占的の要望をなして居るかの如く見せかけたが如き、更に兵器の問題について、「少くとも半額」の一句を付け加へて、半額以上の兵器及軍需品を日本から購入すべく強制してゐるかの如く思はしめようとした。

日本からの内示の中に、是等の各項は含まれてゐない。然かも、其中には著しく獨占排他的の條項が含まれてゐると云ふのであるから、之が第三國の神経を刺戟したらしい。殊に此交渉に文句をつけたいが、然し滿洲問題、山東問題等では、文句のつけようがなく、頻に何か文句のつけ所が無いかと考へて居つた國にとつては、此問題こそ、もつけの幸であつた。直ちに之を利用して、此交渉に文句をつけ始めた。

即ち一月二十二日に井上大使から第一號乃至四號の要求の内容を打あけた時に、「遼東半島租借地や、滿洲鐵道の期限延長のことは、先年加藤男歸朝の時に、自分と語りあつた所である。日本の要求は尤ものことだとかねてか



ら思つてゐた。」「日支關係が圓滿になることと、日支間の紛争の無くなることは、イギリスとしても頗る望ましいことである。日本がこの見地から、是等の協定を支那との間にされることは、大體至極妥當のことである。イギリス利害の關する限りでは、何等の異議を挟むべき筋がないやうに思ふ」と述べたイギリス當局も、夫れから二月八日に、珍田大使が内告した時には、素直に之を諒としたアメリカ政府も、俄然として此問題を藉りて動き出した。

### 英國意見提起を豫告

この日支交渉について、第三國として最先に文句を並べ出したのは、我同盟國イギリスであつた。一體イギリスとしては、滿洲問題については數年前に於て早くも全幅の賛意を表し、又山東問題については、日本の歐戰参加に關して、日英間に折衝の行はれた場合、大正三年八月九日の井上大使との會談に於て、グレーから進んで、日獨開戦の曉、日本が膠州灣を攻略し、戦後之を領有することについては、毫も異議が無い。此點について日本政府に於て何等誤解のないやうに望む」と語つた行懸りがある。従つてイギリスは我國が提起した此交渉中の主要な要求條項については、何等異存の無いことを既に表明してゐるのである。

然るにも拘らず二月五日になると、グレーは駐日大使に訓令を與へて、「日本政府から受取つた覺書については、目下検討中である。十分考究の上で、我方の意見を、日本政府に申出でるであらう。尙イギリスとしては、本問題については、他國と意見を交換することなく、先づ同盟國である日本との間に、第一に意見の交換を行ふ

であらう」と、日本政府に申入れさせた。

二月六日此申入を受けた加藤外相は、黙してこの申入を受けてはゐなかつた。「帝國政府は何れの政府にも、本問題について、協議をしたのではない。貴國の外務大臣が意見があると云ふならば、勿論之を伺ふが、右は別段自分として、豫期してゐる所ではない。自分は先日本邦駐劄支那公使に對し、本件に關する第三國政府の態度如何の如きは、帝國政府の主張に、何等の影響を與ふるものでないことを説示しておいた」と云つて、イギリスが恰も當然の權利でもあるかの如くに、日本と支那との交渉に關して、何事かを言出さんとするのに對して、豫め一撃を與へるところがあつた。

### 米國先づ覺書を提出

イギリスは豫告をしただけで、まだ具體的の申入をなさない中に、アメリカの方は第五號の問題を掲げて、日本に突込んで來た。二月二十日、駐日米國大使は、加藤外相に會見の上、一の覺書を提出した。其覺書は支那側が、故意に歪曲して流布した、希望條項中の、病院學校寺院の土地所有問題及布教權の問題を除く以外の他の五項目について、「是等の要求 (demands) は、均等の待遇を享有する第三國に對し、事實上に於て、差別的待遇を與ふるものであり、且又支那の獨立及政治上の完全に、脅威を與ふるものとして、重大なる關心を抱かしめるものである」と云つて來たものであつた。

然し此米國の通牒の基礎となつてゐる、所謂要求なるものは、當然に米國の神經を刺戟せずには置かないやう



に、故意に歪曲されたものであつた。即ち右覚書中の第一の顧問については、only influential subjects of Japan を採用することになつてをり、第二の警察の問題については、原文の「必要なる地方」が「重要なる地方」と改竄され、更に備聘すべき日本人に關し原文に無い majority の一語が挿入せられてをり、更に第三の兵器については、「少くとも半額」のものを、日本から購入すべしと、數量に關し故意に變改が加へられ、且日支合辦の兵器廠を日本に設置することに、故意に歪曲されたものであつた。

依つて加藤外相は、之に對し、「此覚書は一言の辯駁なくして受取ることとは出來ない」と冒頭して、第一には Only の語があるから、他國人の顧問を排斥するやうであるが、原文にはそれは無い。又「有力なる」の語は、支那側には influential の意味でなく、competent の意に告げられてある。第二の警察の問題の「必要の地方」とは南滿洲の意味であつて、支那全國に關するものではない。第三の兵器の問題は、「半數」と云ふは違つてゐる。又兵器廠は、日本に設けるのではない、支那に設置するのである。現にイギリスの阿姆斯特朗とヴィカースが日本に、阿姆斯特朗がイタリアに、ヴィカースがロシアに兵器廠を持つてゐる事實がある。我國としては全く斯う云ふ例を追ふに過ぎないと云ふことを指摘した上で、更に南支鐵道問題、福建問題についても説明を與へ、希望條項中、アメリカが苦情をつけてゐない、他の二項目についても、夫れ／＼説明を與へると共に、希望條項の性質及之を米國に通告しなかつた理由を説明した。

一方珍田大使は命によつて、二月二十六日國務長官に對し、希望條項の内容を告ぐる所があつた。これに對し國務長官は、警察問題を特に重視するやうであつたから、珍田大使は其目的とする所が、滿洲である旨を説明した所、滿洲のことであるならば、日本が特殊の利害關係を持つてゐる地方であるから、別に諒解に苦しまないと答へたと云ふ。

### 浩度な米國の所見

これでアメリカは日本の眞意を諒解した筈であるが、三月十六日になると、アメリカ政府は十三日付の頗る浩澁な文書を珍田大使に手交して、日支交渉に關する本國の、全面的の見解を披瀝して來た。其覚書は次の如くである。

去る二月八日、閣下は國務省に於て、日本政府が支那に提起しつゝある要求に關する覺書を交付せられ、次いで同月二十二日予は閣下から日本政府が支那に對し考慮を求めつゝある、兩國の關係に裨益する爲に提示しつゝある、希望條項に關する追加覺書の交付を受けた。米國政府は是等二回に渉る日本政府の通告によつて、希望條項なるものは、要求として支那に提示されたものでなく、單に支那に對し、友好的考慮を求めたものに過ぎないことを喜ぶ。米國政府はこの要求と希望條項との區別から考へる時は、後者は支那政府に於て、之が考慮を拒んだ場合には、日本政府に於て、之を強いられたるものと諒解する。

是等の希望條項は、日米兩國の支那に對する傳統的の態度の上に、關係を有するものである限り、予は閣下に對し、是等の要求及希望條項が、米國を支那共和國との關係に、及ぼすと考へらるる點に關する、米國政府の次の如き見解を提示せんとするものである。

日本國政府の内告の淡泊、且友誼的な性質に對へるべく、米國政府が、之等の點について見解を表明することは、日本政府



によつて、同様の精神を以て迎へらるゝことと信ずる。

先づ一八九九年、米國政府が佛、獨、英、伊、露及日本政府に對し、次の三項に對し、正式に同意されんことを求めたことを想起して見たい。

第一 諸國はその諸國に於て保有することあるべき、所謂利益範圍内又は借地内に於ける條約港又は所得の利益に何等干渉せざるべし。

第二 右利益範圍内の各港(自由港にあらざる限り)に於て陸揚し、又は船積せらるゝ一切の商品に對しては、その何れの國に屬するを問はず、其時行はるゝ所の清國條約稅則を適用すべし。且此の如くして賦課すべき租稅は清國政府に於て徵集すべきものとす。

第三 諸國は右範圍内の何れの港に寄港する、他國の船舶に對しても、自由の船舶に對するより多額の港稅を徵收せざるべく、又右範圍内に敷設監督若しくは作業せらるゝ鐵道線路上に於ては、他國の人民若しくは臣民に屬する商品の、右範圍内に於て輸送せらるゝものに對し、自國民に屬する同種の商品の同距離間輸送せらるゝものに對するより、多額の運賃を徵收せざるべし。

之に對し一八九九年十二月二十六日、外務大臣は東京駐劄米國公使に、米國政府より開示ありたる公平寛大なる提議に對し、諸外國政府に於て、總て承諾を表するに於ては、帝國政府に於ても欣然承諾を表すべきことを回答した。さうして同様の回答が此提議に接した各國によつて與へられた。

一九〇〇年七月三日北清事變善後措置に關し、他國より相談を受けたるに就いて、當政府は澳、佛、獨、英、伊、日、露の各國に對し、「米國の政策は支那に永久の安全平和を來し、領土及行政の安全を保持し、通商條約及國際法に依り、友國に對して保證せられたる、總ての通商を許すの主義を、貫徹すべき處置を行はんとするにあり」との同文通牒を送つた。

之が回答として、外務大臣は東京駐劄の米國公使を通じて、米國政府の是等の意見に同感なる旨の意を表明した。其翌月、英獨兩國間に、支那に於て相互の政策を認むることに關する次の協定が成立した。

第一 清國の河川及沿海の諸港を何國の差別なく、總てその國民の貿易及其他、各種正當の經濟的活動に對し、自由開放し置くは、列國に共通する、永久の利益なりとす。依つて右兩國政府は、苟も其勢力を及ぼし得る限り、總ての清國領土に對し、この主義を守るべきことを約す。

第二 獨逸帝國政府及大不列顛國皇帝陛下の政府は、現下の紛擾を利用して其自己の爲清國版圖内に於て、何等領土上の利益を獲得せざるべく、且その政策をして、清國領土の状態を變せずして維持するの方針に向はしむべし。

此協定は是等の國より、日本に通牒せられ、日本政府は次の如く述べて之を認めた。

帝國政府は右協定に加入する上は、之に對する關係上、帝國政府が、加入國の代りに、條約國たりし場合に於けると、同一の地位に置かるべき旨の證言を、兩締約國より受取りたるを以て、右協定に加入し、右協定に載する所の主義を受認する旨、確然聲言するを躊躇せざる者に有之候。

一九〇一年滿洲に於ける鑛山の開墾、鐵道の建設に關し、或る獨占的特權許與を含む、滿洲協定が露支兩國間に交渉中であつた時に、日本公使は、國務長官を訪問して、日本政府は斯かる協定は、全列強が維持せんとする、支那帝國の完全に關する諒解を蹂躪するものであるが故に、最も好ましくあらざるものと考へる。さうして日本政府は、他の列強によつて、露國が最後通牒によつて調印を求めつゝある該協定に對する調印を、延期せしむべき、何等かの手段がとらるゝことを望むと述べてゐる。此問題に關し米國政府は、白、支、佛、獨、英、伊、日、和、露、西に對し次の同文通牒を送つた。

支那が或る組合又は會社に、滿洲に於て鑛山開發、鐵道建設又は他の産業開發に關する、獨占的權利及特權を許與する協定は、米國政府の重大なる關心を禁じ得ざる所である。夫れは獨占を形成するものにして、支那と他國との間に、締結せら



れたる條約の、條項の明白なる違反にして、正當なる權利に屬する商業を制限することに於て、米國人民の權利に重大なる影響を及ぼすのみならず、支那の此の地方に於ける主權を侵害し、且國際義務に應ずる能力を減殺する虞がある。更に支那の一地方に於ける、斯かる許與は、必ずや他の列強をして、支那の他の地方に於て、同様な獨占的利益を要求せしむるやうになるであらう。さうして結局、支那帝國內に於ける、通商、航海及商業上各國民が、絶對的に均等の待遇を享けることの政策を破壊する結果となることは避けられないこととなる。他方に於て、或る一國が、該國民の商業的組織にかゝる、獨占的特權を獲得することは、米國政府が主唱し、支那帝國內に通商上の利害關係を有する、總ての締約國に依つて承認せられたる、門戸開放政策に對し、露西亞外務大臣より再三當政府に與へられたる證言に抵觸するものである。

今や米國政府は、其從來に於ける如く、均等の基礎に於て、清國と完全且公平なる、交通の恩恵を、全世界に確保することを、誠實に希望するが爲に、且又上述の事由に對し、清露兩國政府に於て、之に相當する慎重なる考慮を加へ、兼ねて米國が抱く、正當且自然なる憂慮を解かんが爲、相當の措置を執らるべきことを信じ、之を兩國政府に提言するものである。これが米國及他列強が、支那の領土保全、及行政の完全通商産業上に於ける機會均等の保持の爲に、支那の福祉に容喙した始めである。この政策に關し、列強は均しく正式に賛成し、且之を支持すべき旨を約した。

日本が其中に於て、支那の政治上の獨立、領土の保全の維持及支那の通商産業上に於ける總ての國民の機會均等を保持することについて、その特別の利益を確約したる一九〇二年の、日英條約、日露戰爭の開始の場合に於ける日本の宣言、一九〇五年の日英條約、一九〇五年のポーツマウスの日露條約、一九〇七年の日佛協商、一九〇七年の日露條約については、單に之に觸れるだけで足りるであらう。

最後に米國及日本は、一九〇八年十一月三日國務長官エリフユ・ルートと、駐米日本大使高平男との間に、文書を交換して、極東に於ける兩國の政策を聲明した。該文書中には次の如き字句がある。

四、兩國政府は又其權内に屬する一切の平和手段に依り、清國の獨立及領土保全、並同帝國に於ける、列國の商工業に對する、機會均等主義を支持し、以て清國に於ける列國の共通利益を保有するの決意を有す。

五、前述の現状維持又は機會均等主義を、侵迫する事件發生するときは、兩國政府は、その有益と認むる措置に關し、協商を遂げんが爲、互に意見を交換すべし。

予は兩國は此協商の精神によつて行動すべく、是等の主義を脅威するが如き何等かの出來事のある場合には、互に意見を交換することを希望するが爲に、前記の支那に對する提案も、之に基いて本政府に通知せられたるものと看做す。同一の目的を以て、併せて又米國は之によつて彼等に保證を與へてある、他列強に對し、其保證が蹂躪せられつゝあるのを黙して座視すべからざる、徳義上の責任を感じるが故に、相互の尊敬と友情とによつて成る、一九〇八年の協定の實行として、この公文を貴下に致すものである。米國は相互倚信の原則が、日本によつて維持せらるゝことを信じ、日本政府が其繰返して保證したる支那の獨立、保全、通商の機會均等の精神に反する如何なる行動をも執らざることを信ずる。

二世紀に互り、米國人宣教師及教師は、支那に於ける宗教、教育の事業の爲に、献身して來た。或る地方に於ては米國の資本が投下せられ、且諸企業が經營せられて居るが、米國の活動は、嘗て政治的であつたことが無いのみならず、反對に、支那政府の政治上の政策に關係なき、主として通商上のものである。之等二種の利益關係の結果として、米國人は、一層廣範圍に互り、支那の經濟的發展に、適法に參與する關係を生じてゐる。諸外國に於ては、私的企業に委せらるべき、諸種の計畫が支那に於ては必然的に政府の指揮下にある。其結果として米國の市民及資本は、淮河改修、湖廣鐵道計畫等の如き、或種の公益施設に關與するに至つてゐる。米國にとり第四の極めて重要な事項は、支那との廣汎なる條約上の權利である。之は概して商業上の特權及在支米國市民の保護に關するものである。

是等の條約上の權利、及増大する經濟上の利益に鑑み、當政府は、日本が新共和國の生長發展の重大なる現段階に於て、支



那政府に提起するを可なりと思惟せられたる提議の或ものに對し、重大なる關心を以て注意して居るものである。而して主義上また一八四四年、一八五八年、一八六八年及一九〇二年の支那との條約に基き、米國は山東、南滿洲及東蒙古に關する日本の要求に對しては、反對を爲すべき根據があるが、米國は領土の隣接により、日本と右地方間に、特殊の關係の存することを率直に認め、此際は日本の提案の第一號及第二號に關しては、何等問題を提起しないこととした。尙又第四號及第五號の第二、第五及第七に關しては、當政府は米國又は在支米國市民の、既存の權利及利益に、何等特殊の脅威を與ふるものではないことを認める。

然るに第五號の四に於て、兵器の購入を、日本のみからすることに局限し、第六に於て福建省に於ける開發の獨占を企圖してゐるに對しては、米國政府は若し之が實現せらるゝに於ては、他國の商工業に對する、機會均等主義の侵迫となるものと思考する。

米國市民は、福建のみならず、他省に於ても、同様に商業的開發に參與するの權利を要求することが出来るのである。一國に特殊の優先權と與へることは、商業上及工業上の企業に對し、諸多の重大なる不利益を將來すべきが故に、米國は之に對し、無關心なるを得ない。其實例としては南滿洲鐵道の運賃に於て、日本以外の船舶により、滿洲に搬入せらるゝ貨物は、或る期間中差別待遇を與へられたこともある。此事件は廣汎なる優先權、又は選擇權を有する許與の、不都合な結果を示したものである。米國は他の一切の國と同様に、第三國から何等干渉せらるゝことなく、非友好的と認めらるゝことなくして、其市民が自由に中央及地方政府と契約をなすの權利を持つてゐる。支那に於ける有らゆる米國の企業は、其必要性と惠澤の見込に關する、夫れ自體の價值に基いて、東洋に於ける支那の將來の政治上の状態によつて、何等左右せらるゝことなく、待遇せらるべきである。

前記二項に記述せられたる、日本が支那より獲んとする權利及特權は、米支間の條約により、確保せらるゝ、米國市民の權

利に、牴觸するものである。一八四四年の條約第十五條には次の如くある。

廣州に於て支那國政府の指定せる行商に對する舊外國貿易制限規定が廢止せられたるに因り、輸出入品の購買若しくは販賣に従事する合衆國人民は、何等の差別を設くることなく、支那國臣民と取引することを許容せらるべし。該人民は新しき制限を課せらるゝことなく、又は專賣其他の有害なる束縛に依りて、其業務を妨碍せらるゝことなし。

一八五八年の條約第三十條には次の如くある。

締約國は何時にても、大清帝國が、他國又は他國の商人若しくは人民に對し、本條約により與へられざる航海、商業、政治若しくは其他の交通に關する權利、特權又は恩惠を許與するが如き場合に於ては、右權利、特權及恩惠は、直ちに且無償にて、合衆國、その官吏商人及人民の利益の爲與へらるべし。

一八六八年の條約第八條には次の如くある。

合衆國は一國が他國の事務、又は内政に對し不必要なる指揮を爲し、又は干渉することを否認、又は防止するを常とせるを以て、鐵道の敷設、電信の架設、其他の諸物の内部の改善に關し、支那國の内政に干渉するの意嚮、又は權利を任意に拋棄すべし。他方に於て支那國皇帝陛下は、其領内に於て、前記の改善を爲すにつき、自らその時期方法を決定するの權利を留保す。右相互的了解に依り締約國は、今後何時にても、皇帝陛下が帝國內に於て、前記種類の事業を建設し、又は建設せしむることに決し、且合衆國又は其他の西洋諸國に對し、右政策實行の爲、便宜の供與を申込むときは、合衆國は右の場合、適當なる技師を指名し、支那國政府に雇傭せらるゝことを許可すべく、且他國に對しても、同様に右申込を承諾すべきことを勧誘すべし。右の場合、支那國政府は、該技師の身體及財産を保護し、その勤勞に對し相當の補償を爲すべし。

一九〇三年の條約第三條及第七條には次の如くある。



第三條 合衆國人民は外國人の居住又は列國貿易に現に開かれ、又は將來開かるべき、支那國一切の港、又は諸地方に往來し、居住し、及商業及製造業を営み、又は其他一切の適法なる職業に従事することを得べく、且右諸地點に於て、外國人の使用及専用の爲に、既に特設せられ、又は特設せらるべき、適當なる地域内に於て、家屋事務所及其他の建物の賃借又は購買及土地の賃借又は永代借地を爲すことを得べく、その身體財産に關しては、最惠國臣民又は人民に、現に許與せられ、又は將來許與せらるべき、一切の權利、特權及免除を、一般に享有するものとす。

第七條 支那國政府は、其の礦物資源を開發するは、國の爲利益なること、及探礦企業の投資に、外國並支那國資本を誘引するは、望ましきことなるを認め、本條約調印以後、一年内に現行探礦規則の改正を發議して、右改正を約定することと同意す。右の目的の爲、支那國は出來得る限り迅速に、且熱心に探礦規則問題全般に互りて審議し、及合衆國並其他の諸國の規則中より、支那國に適用せらるべきものと思惟せらるる規則を採擇し、以て支那國臣民の利益を促進し、且何等支那國の主權を侵害せざる一方に於て、外國資本の誘引につき、決して障礙を與へず、又外國資本家に對し、該資本家が、一般的に承認せられたる、外國規則の適用を受くべき場合よりも、一層大なる不利益を蒙らしめず、且合衆國人民が改正新規則及支那國が自國臣民並に外國人に對し、鑛山の探掘、鑛域の賃借並鑛山使用料の支拂に關して課する條件並右外國資本家が特許の出願を爲す場合、探礦事業に關して必要なる事務につき、遵守すべき特許規定に従ふことを條件として、支那國領土に於て、探礦事業及其他該事業關係の必要事務を行ふことを得るやう、現行探礦規則を改正するものとす。右の探礦事業に關係する合衆國人民の居住は、合衆國及支那國間に協定せらるる規定に従ふものとす。右の新規則公布後許與せらるる一切の探礦利權は、該新規則の規定に従ふものとす。

最惠國待遇を含む、前記諸條項によつて、米國人が、現に日本が自國民の爲に、獨占的に許與せらるべきことを求むる所の、夫れと同様の權利を、支那に求め得べきことは、明瞭である。

第三號に於て、支那國沿岸の港灣、又は島嶼を、他國に讓與し、若しくは貸與することを禁止し、又第五號第一に於て、支那に政治、財政及軍事顧問として、有力なる日本人を備聘することを要請し、同第三に於て、必要なる地方に於ける、警察を日支合同とすることを提議して居ることは依然注意を要する。

前記三提議の第一に關し、加藤男は東京駐劄の米國大使に對し、青島たると其南方地點たるとを問はず、支那の沿岸地方に於ては、日本にとつては、何等の價値なきを以て、日本として海軍根據地を求むる意嚮なく、さうして他國が斯かる根據地を有することに反對する旨を説明した。顧問の備聘に關しては現に入ヶ國を代表する二十五人の支那政府の顧問中、日本人が六人を占むることによつて、米國は支那政府が之が選擇に關し、不公正な差別取扱をなすものでないことを信ずる。從來日支間に軋轢を生じた、或る地方に於ける、共同警察の提議に對しては、當政府は本計畫が、斯かる軋轢を減少することなく之によつて除去せんとするよりも、一層大なる困難を醸生すべきことを慮るゝものである。

然るに更に重要なものは、之等の提議にして、支那の受諾する所となるに於ては、支那共和國の領土保全を侵害しないとしても、明らかに其政治的獨立と、行政的完整とを毀損するに至るの事實である。武器購入に關する、第五號第四についても、幾分同様のことを云ふことが出来る。米國政府としては、日本が米國及歐洲諸列強との間に、過去二十年間に互り、半公式聲明、條約、公文交換等に於て、屢次確認した、支那の完全なる主權の保持と、是等の要望とを、調和せしむることは困難である。故に米國としては、一外國の支那に對する政治的、軍事的又は經濟的支配權の獲得を、無關心に看過することが出来ない。さうして支那にして受諾するに於ては、支那の經濟上及工業上の開發に關し、米國市民が均等に參加することを排除し、且支那の政治的獨立を制限するが如き提議の受諾を、支那に對して迫るが如きことを抑制するは、他國の利益と一致するものであると云ふことを、貴國政府に於て諒解せらるゝことを希望する。米國は支那を強制して、前記諸提議を甘受せしめんとすることは、支那側の憤懣と、關係諸國の反對とを惹起し、斯くて當政府が竊かに日本政府の好まざる所と信ずるが如き、情勢



を馴致するに至るであらうことを信ずる。

米國政府は、此機會に於て、過去に於ける日米兩國關係の特質であつた、友誼と尊敬の念を以て、極東に於ける日本の志望を、觀察しつゝあつたことを申述べたい。當政府は、東洋に於ける日本の優越なる地位を嫉むものにあらず、又日支兩國が、相互の利益の爲に、親密に、協同することを羨むものでもない。尙又日本を妨害したり、又は困らせたり、或は支那に迫つて日本に反對せしめんとするものでもない。否之に反して本文に記述せるが如くに、支那の獨立、保全及商業上の自由の維持並に同國に於ける米國の適法なる、權利利益の保全以外に、他意なきことを、日本が諒解せんことを切に希望するものである。極めて長文なものであるが、アメリカ政府は、之によつて山東の問題、滿蒙の問題については、文句をつける餘地もないではないが、此際何等問題を提起しないと確言し、更に漢冶萍の件、第五號中の學校、病院の土地所有、南支鐵道、布教權の問題は、支那に於ける米國又は米國人の利害に、何等關係無きものであると明言し、單に兵器廠問題と福建問題に對し、同意することの出来ない所以を明らかにし、顧問の問題及警察合同の件に軽く觸れたのみであつて、或る意味から云へば、米國が日支交渉の主要なる部分に對して、反對でないといふ態度を明確に表示したものと見られるものである。

### 日本の説明を諒とす

此米國の通牒に對して、日本政府は特に三月十九日の閣議の議を経た上で、次の要旨の回答を與へた。

今回日本政府が對支交渉の内容を、特に米國政府に内告したのは、決して高平ルート取極に基いたものではない。これ全く

一は米國が支那に密接な關係を有するが故であり、一は帝國政府が、日米の特殊友好關係に重きを置くが故である。

帝國政府は米國が三月十三日付公文中に於て、滿蒙、山東に於ける日本國の地位をよく認識せられ、右兩地方に關する交渉案件に對しては、何等問題を提起する意嚮無き旨言明せられたことを、先づ以て大に多とする。

さうして帝國政府の見るところによれば、米國政府の意見のある所は、結局所謂希望條項中の、顧問、兵器、警察及福建の件のやうである。

嘗て申述べたる如く、所謂希望條項なるものは、之が實行方を勸告したもので、之を強制せんとするものではない。

さうして帝國政府に於ては、今回の對支交渉に當つて、支那の主權若しくは獨立を傷け、又は其領土を侵し、或は機會均等主義を破るが如き意圖を有しないことは云ふ迄もない。之等の諸點については、最も周密なる注意を拂つて、今回の交渉案件は立案せられてある。

米國政府に於て意見のある諸項中の第一の顧問の件は、支那の内政改善の爲に、之が實行方を切望するものではあるが、之が備聘を強制しないことは勿論である。たゞ支那に於て、之が備聘を實行するに於ては、日支の關係を益々親善ならしめ得ると確信するものである。第二の兵器の件は、帝國政府に於ては、決して機會均等主義に牴觸するものとは考へない。此立案に當つては、其點を特に考慮してある。特に我提案第二段の如くに支那に日支合辦の兵器廠を設立するの案が、實行せらるゝこととなるに於ては、益々斯かる懸念は失はるゝであらう。

次に第三の警察の件は、主として滿洲を指すものであることは嘗て説明した通りである。滿蒙に於ける交渉案件については米國政府に於て何等問題を提起する意嚮無き趣なるが故に、此際改めて此旨を内報する。

第四の福建の投資優先權の問題は、他にも其例がある。例へば英國が山西省の鑛業に關し、佛國が廣東、廣西、雲南三省の鑛業に關し、英國が湖南、湖北兩省の鐵道に關して有する各投資優先權、獨逸が山東省に於ける諸事業に關して有した投資



優先権の如きは、我方の福建に對する投資優先権に優るとも、劣らないものである。

元來福建省に就いては、屢米國政府へも通報したるが如く、我臺灣との關係上、支那から不割讓の約束をさへ取付けた所である。支那以外の勢力が、此地方に及ぶことは、日本國の等閑視する能はざる所である。

然るに従來動もすれば、同地方と日本との特殊關係を顧みずして、他國に於て同地方の港灣、交通機關等の事業に手出しをなし、又は同地方の一部を租借せんとしつゝあるやの風説さへ流布されたことがある。是等の風説の傳はる毎に、日本國民の感情は頗る昂奮し、著しく其神經を刺戟せられた。殊に兩三年來、三都澳軍港借款問題、其他同地方に關する、米國關係の風説が頻に流布せらるゝ爲、同地方と米國との關係については、日本國民の感情頗る機微の觀を呈して來てゐる。露骨に云へば、同地方に外國の勢力が入つて來ることは、我國民をして直接間接に、臺灣の防備が脅かさるゝ結果を生ずるであらうとの感想を抱かしめ、従つて其感情の高調を呈するも、亦已むを得ないところである。今回の福建投資優先権に關する條項も、畢竟斯くの如き我國民不斷の不安の念に、幾分の安心を與へんが爲のものである。

然るに若し、此際米國政府の希望によつて、右條項を撤回するやうなことがあれば、既に夫れだけで、又々我國民に甚大の刺戟を與へることとなるであらう。殊に況んや、此條項を撤回した後、米國自身が、同地方に於て、前記の如き懸念ある施設に、指を染むるが如きことあらんか、其際に於ける日本國民の感情如何あるべきかは、特に言説を俟つまでもない所である。故に若し米國政府に於て、強いて希望せらるゝに於ては、萬一の誤解を避くる爲、右の條項につき、更に帝國政府に於て考慮を加へないこともないが、其代り米國政府に於ても、今後は米國民をして、直接間接共に、福建地方に對し、前記の結果を生ずる處あるやうな、何等施設をなすことを差控へしめることを、帝國政府に約束し、且嚴重に之を實行せらるゝやうにしたい。

前述の日本國と同地方との關係に顧み、右は已むを得ざる所であることを、米國政府に於ても、篤と諒とせられたい。

さうして此帝國政府の希望する、米國政府の約束は、明治三十三年十二月、三沙澳島嶼貯炭所用として租借の件に關して米國政府の示されたる態度、客年五月中、三都澳借款問題につき、米國政府の執られた措置も、其精神に於て、一致するが故に、米國政府に於ても、決して御不同意はないであらう。

對米回答と云ふよりも、寧ろ之を機會に福建問題を米國に提議したやうなものである。この回答は加藤外相から米國大使にも語られたが、正式には三月二十二日珍田大使から國務長官に齎された。

米國政府は此回答について、考慮を加へたる結果、三月二十九日に至り、米國大使から加藤外相に

福建問題については、支那政府から日本政府に對し、同省沿岸に於て、港灣を修築し、又は貯炭所海軍根據地等を設くることを、他國に許さざることを約束することとし、他面米國政府は、日本政府との間に文書を交換し、米國政府に於て該沿岸に同様の施設をする意圖がないと云ふことにしたならばよいであらう。

顧問の件については、其適當なる部分を日本から出すことには異存はない。

兵器問題は、數量を豫定することなく、支那から外國に兵器を註文する場合には、其適當なる數量を、日本から供給することゝすれば差支ない。

警察の件は、滿蒙のみに限り、且日本人の居住する地域にのみ限るならば、米國は異存がない。

と、大體に於て日本の要望を是認する回答を、正式に寄せて來た。これで米國の抗議問題は、一應落着した譯である。



## 日米間の福建問題

我國が米國との關係に於て、最も重視したところであつた福建問題については、我方が米國の申入の機會を捉へて、持ちかけた話に、米國が乗つて來た。殊に國務長官から珍田大使への話の中には、「日本が支那をして福建省に他國が軍港貯炭所等の設備をすることを許さないやうにすると云ふことを約束させることには、米國は何等異議が無い許りでなく、日本政府で希望するならば、進んで其ことを支那に對して、聲明してもよい」と云ふ好意的意嚮さへ表明された。

斯くの如くして福建に關する問題で、一番懸念されて居た米國が、進んで我國の希望に應ずるのみならず、自ら支那に此話をしてよいと云ふのであるから、之は正に我國にとつては、一石二鳥の結果となつた。

其後米國當局は、駐支米國公使に、支那政府から此問題について、問合のあつた場合には、この米國政府の意嚮に關して、確認を與へてよいと云ふ訓令を與へた。さうして此米國の意嚮は豫めアメリカ政府の同意を得た上で、交渉の途中に於て、日置公使から支那當事者に對して、極めて秘密に傳へられた筈である。

日置公使と陸總長との間の折衝によつては、遂に此福建問題に關しては、意見の一致を見るに至らなかつたに拘らず、我最終修正案の中で、米國との間の話合のラインに従つて起案した交換公文案に、支那側が直ちに同意して來たについては、此日米間に豫め諒解の出來たと云ふことが、相當の効果を及ぼしたものと考へられる。

## 米國二度目の提議

浩漭な質問書を出して來たが、我方の説明によつて十分に諒解が出來て、一旦納得した筈の米國が、其後支那から最後の回答なるものが齎された後に於て、再び數ヶ條に互る、對日申入を敢てして來た。

四月二十九日、國務長官は珍田大使の來訪を求めて、珍田大使宛の半公信を示して、其趣旨を説明する所があつた。當時國務長官が、全然友誼的精神に基くものであると斷つて説明した所は、(一)日本が多數の軍隊を支那に留めて置くことは、支那國民の感情を害し、時局の爲、却つて好ましからぬ結果を招來する。(二)要求條項と希望條項につき、日本政府から米國政府に與へた説明は、支那の方で十分に理解してゐないやうである。(三)漢冶萍公司に關する要求は、支那の主權にも牴觸し、且附近の鑛山採掘に對しては、各國の權利とも衝突するやうである。(四)日支交渉について、米國の行政部がこれ以上依然沈黙を守つて居る時は、徒に米國一般の疑惑を深めると共に、日支兩國調和の爲、支那の方に勸告をすることも出來ない結果となるが故に、或る程度まで、秘密嚴守の責任を解除するように打合せをしたいと云ふにあつた。

當時珍田大使の許には、我方の最後修正案なるものが既に電報せられ、且之を米國政府に通知すべき旨の訓令が到着して居つたが故に、珍田大使は追つて之を通告するに於ては、今擧げられた各項の中にも、自ら氷解するところもあるであらうと説明した。茲に於て、國務長官は之を諒として一旦出した半公信を引込めて仕舞つた。

この我方の最後修正案なるものは、其翌日珍田大使から國務長官に通告されたが、之に對し國務長官は、五月



五日に至つて、次の如き、長文の半公信を珍田大使に寄せて来た。

貴下が四月三十日に置いて行かれた秘密覺書に就いて、十分に検討を加へたが、茲に大統領の命により、之に關し次の見解を披瀝する。

本政府は日支兩國に對し、誠實なる友情を持ち、且兩國の進歩と發達を熱望するが故に、若し兩國國民の正當なる冀望が實現するならば、日支兩國の間に、存在すべき親善及友好の爲に、寄與すべき熱心なる希望を以て事態を注視しつゝあることを貴下に示すは其責務であると感ずるものである。前途に横つてゐる問題を論議して、諒解に到達することについて同様の喜びを持つものである。

一、南滿洲に於て、日本人に適用さるべき警察法規及課税について、日本領事の承認を要するとする條項は、支那の主權に牴觸するやうである。何となれば、之によれば日本のみが、支那に居住する其人民を斯かる差別待遇によつて保護することが許されるやうであるが故に。

日本人に適用せらるべき警察法規を、支那人の遵守すべきものよりも、嚴峻なるものたらざらしめないとか、又は日本が同様の場合に外國人に適用するものよりも、これを苛酷ならしめないとか云ふやうな協定にすることが望ましい。又夫れで目的は達せられる。同様に日本人に對し不當な課税を負はせない爲には、支那人に對して課するよりも、重い課税を日本人に對して負擔せしめないやうに取極めることによつて出来る。又夫れで貴大使の云はれた、支那の他の地方に於て、同様の事業に課せらるゝよりも違つたり、又はより重い課税をされることの無いやうに出来る。

二、漢冶萍公司に關する曩の要求條項中、漢冶萍公司の承諾なく附近鑛山の採掘を許さざるべき旨の條項が撤回されたことは満足とする所である。然し同要求中のC(國有となすことなかるべく——註記)が、支那の政治上の獨立と矛盾すること、及D(日本國以外より外資を公司に入れしむることなし——註記)が、他國民に對する差別待遇であることは、明瞭のやう

である。其領域内に於て、國家即公共體が、正當なる補償を拂つて、私有財産を、公共の目的の爲に徵用する權利は、主權に缺くべからざるものである。如何なる國家と雖、喜んで斯かる權利を拋棄するものはないであらうし、又如何なる國家も、之を求められることはないであらう。政府が必要とする財産の、國有を拒否する權利を有する、外國人の如何なる集團と雖、存在を許すことは、其國內に其政府よりも、優れた權力の存在を許すことになる。

D項は支那に對して、他の國民を差別待遇し、獨り日本人のみに、特權を賦與せんことを求むるものである許りでなく、會社の支那人株主の財産の價值を、新借款については、日本債權者の意の儘にならしむるものである。

三、本政府は前回の覺書及其後の會談によつて、第五號と稱せられた各項、即ち「記錄に留めんとする」ものは、希望條項として、提示せられたるものにして、支那が反對する場合には、強要せられざるものであると解釋してゐる。

本政府は日本人顧問の傭聘と、兵器の購入に關しては、既に其見解を表明した。日本の唯一の希望は、差別的取扱をされないやうにすることにあつて、他の締約國から選ばれる顧問に比して、多數の日本人顧問の傭聘を希望するものではないと諒解してゐる。

同様に兵器については、日本の唯一の目的は、兵器の購入について、差別的取扱を免れると云ふにあつて、他の締約國から購入せらるゝものに比して特に多くの割合のものを、日本國政府、又は其製造者から、購入することを要望するものではないと諒解してゐる。

四、本政府は南支那に於ける鐵道の許與に關する希望は、支那政府に對して、要求として提示されたものにあらずして、たゞ單に支那政府が之に同意にして且他の國との約束と衝突せざるに於ては、是等の許與を與へんことの希望を表示したものに過ぎないと諒解してゐる。

五、福建省については other (何れの國にも)の語は、誤譯であると考へる。他國の計畫を拒否して、自國の爲に留保する



ことは、日本の希望ではない筈である。當方の諒解する所によれば、福建省沿岸に於て、造船所、軍用貯炭所又は沿岸根據地、若しくは其他の軍事上の施設をなすの權利を、如何なる國にも許與しないことにすることは、支那政府の希望である筈である。

第二項の「支那國政府に於て外國の資金により該省沿岸に同様の施設をなさざること」とあるは、當方としては、之によつて單に海岸にある如何なる事業をも、借入れたる外資の擔保又は抵當となすことを防止せんとするにあるものと考へるが、夫れとも支那をして斯かる海岸の諸施設については、一に稅收によつて得たる資金を用ひて、外國借款を使用せざることとを約束せしむることが、日本の希望であるのか。

六、本政府は日本の膠州灣を支那に還附するの聲明は、日本が支那の繁榮を希ひ、且其領土の完整を守るが爲の實證となされたものと確信する。然るに膠州灣還附に關する、條項の二によれば、日本の專管居留地の設置、及共同居留地の設置に關するものがある。當方に於ては、斯かる專管居留地は其範圍によつては、不當ではないであらう、さうして要塞地帯は、包含さるべきではないと考へる。

吾人は努めて秘密の中に、交渉を進むることの當然であることを知つてゐるが、不幸にして新聞紙は、日支兩政府間にやりとりせられた通告等に對して、種々の想像を逞しうしてゐる。斯かる傾向は、センセーショナルな新聞紙の傾向としては、避け得られない所であるが故に、事實上に於ては、之を計算の中に置いて考へべきである。此點に關し、當政府は日支兩政府の爲に秘密を公表することを得ないが爲に困難してゐる。吾人が沈黙を守つてゐることは、吾人の立場を誤解せしむるやうになつてゐる。新聞紙は其目的に適するやうに、勝手に、吾人は提案に賛成してゐるか、要求に反對して居るとか書き立てゝゐる。此國の國民性として率直なる陳述が、却て問題の解決に効果がある。さうして今や吾人は何等か斯かる陳述をなさなければならぬ時に到達した。

當政府は東洋に國する、是等の兩大帝國が、兩國が信頼と友情の基礎の上に、兩國間の十分なる協調を、完全に具現する爲に必要とする、兩國の前に横はりつゝある豫期の目的に、到達せんことを、切に希望して已まざるものである。

尙國務長官は此書面と同時に、米國政府から公表すべきものとして、次の如きものを手交した。

日支交渉に關する、米國の立場に誤解ならしめる爲に、次の聲明を行ふ。交渉の始に當り、日本政府は内密に米國政府に對し、商議中の事項を内告すると同時に、日本は支那の政治的獨立又は領土的完全に、干渉する意圖の無いこと、並に日本の提案は、支那と條約關係のある他國を、差別待遇するものではない。又主要列強が約束した、門戶開放政策に干渉するものでもないとの證言を與へた。米國政府は、支那との條約上の權利を、拋棄することを考へたことがない許りでなく、日支兩國孰れからも、是等の權利を拋棄すべきことを要求されたこともない。又米國政府が、支那の福祉と進歩とに關して、有する利益には、何等の減退もないのである。米國政府が、現下の交渉に關して、有する唯一の利益は、其交渉が兩國の満足する方法によつて終結し、且其協定の條件が、兩大國の繁榮に寄與するのみならず、兩國の將來及世界の平和に、必須なる友好關係を維持することのみである。

この公表の申出に對し、珍田大使は、公表其ものには何等の異議がないが、東京に於ても、同時に發表したい希望もあるかも知れないから、東京に報告するまで、これが公表を待つて欲しいと求めた。國務長官は之を容れて、六日の午後まで、之を待つことになつたが、其後日本政府からは、何等申出が無かつた爲、米國政府は五月六日午後之を公表した。

尙前記の米國政府の半公信が、東京に着いたのは、既に支那に對する最後通牒交付の全部の手續を終へた後であり、さうして程なく支那側は之を受諾して交渉は終了した爲、改めて何等回答を送る所なくして終つた。然し



我當局は當時之に回答を發するの必要があるかも知れないと云ふので、之が回答を用意する所があつた。従つて未定稿の意見書ではあるが、前記の米國の申出に對する日本の意見を知るに足るべき材料として、之を採録して置くこととする。

一、元來支那の警察制度は、未だ不備の状態に在り。其警察官は、教育及訓練を缺き、不規律無節制にして、支那官吏從來の情弊より脱すること能はず。又警察に關する法令は一般普遍的のものゝみにあらずして、地方行政官の自由に制定するものも少からざるを以て、現に南滿洲に、如何なる警察法令が施行せられざるやを知ること、極めて困難なる實情なり。加之管刑の如き、到底日本人をして、之に服せしむるに堪えざる刑罰さへ實行せられつゝある現状なるを以て、日本人をして、支那人同様、支那警察法令に無條件に、服従せしむること不可能なり。

而して右條件につき、米國政府提案の如き趣旨の取極を爲すも、又一方法たるべきも、此場合に於ても、日本人に適用したる警察法令が、果して日本に於て外國人に適用しつゝある法規より、苛酷なりや否やを批判するものは、矢張り日本領事なるべきを以て、其結果日本領事に於て、或種の法令の適用を拒むことゝなり、結局日本政府案と、實際の運用上は異なるなきに至るべし。

又課税制度も、甚だ不備にして、統一を缺き、警察令と同じく、地方官吏の裁量に專屬する税種も少からざるを以て、其税種及税率の如きも、一定普遍と稱することを得ず。殊に其收税吏は、腐敗せるもの多きを以て、到底如何なる税種税率あるやを知ることなくして、無條件にて支那人同様に、日本人を其課税に服せしむること不可能なり。

以上の次第なるを以て、帝國政府に於て、警察法令及課税の承認權を留保するは、恰も各國が支那の司法制度に信頼する能はずして、領事裁判權を留保し居れると、其趣旨及精神に於て異なることなし。

加之支那の法令にして、條約上又は慣例上外國の承認を要することゝなり居るものは、鑛山條例、印紙税法等の如く、從來其例に乏しからず。現に米國政府自身も、一九〇三年の米支通商條約第七條、同第十二條に於て、或種の法令に關し、事實上承認權を有し居る次第なるを以て、領事の承認を以て、支那の主權に對する制限なりとせば、米國は勿論、列國は皆、支那に對し、此種の制限を加へ居らざるものなきに至るべし。

況んや南滿洲は、米國政府に於ても、在米大使宛三月十三日付公文に於て、承認して居るかの如く、日本國と特殊密接の關係を有する、一種特別の地方なるを以て、支那の他の地方と同一に論じ難きは言を俟たざる所なるべし。

二、漢冶萍公司是、明治四十一年(一九〇八年)漢陽鐵廠、大冶鐵山、萍鄉炭鐵の三會社の合併により成立し、拂込資本金千五百餘萬元の有限株式會社にして、本邦と關係を生じたるは、右合併前即ち明治三十二年(一八九九年)以來のことなりとす。同年以來、本邦資本家は、同公司との間に、前後十數回に互り、借款契約又は礫石買入契約の名義による、借款契約を締結し、現存債權總額三千五百餘萬圓に達し、會社全財産は是等借款の擔保に供せられ、且會社が其財産を擔保として、他の借款を起さんとする時、又は同會社に外資を要する時は、日本資本家に協議すべき旨の契約成立し居り、且要部の役員に日本人を採用し居れり。

斯くの如く日本資本家と同公司との關係は、密接離るべからざるものあるに拘らず、明治四十四年、武昌に勃發せる革命軍の漢陽鐵廠所を占領せるより、引續き革命政府は、或は公司を沒收せんとし、或は國有に移さんとし、或は新に公司に督辦を置き、公司の營業に干渉せんとするが如き、公司と日本資本家との密接なる關係を無視し、兩者の利益を毀損することを顧みざる措置を敢てしたる行懸あるを以て、此際將來に於て斯くの如き企圖を防止する爲、(b)、(c)二項の如き取極を爲さんと欲するものなり。而して右二項は支那政府自ら申出でたるものなり。

又(d)外資に關する取極は、從來支那が外國資本家との間に締結したる、鐵道借款契約中には、概ね有する所の規定にし



て、敢て新奇なる條項ならざるのみならず、此點も支那政府自ら言明したる所に過ぎず。

三、顧問及兵器の件は、共に後日更めて協議することとして、五月七日提出の修正案には、之を削除したれども、將來の誤解を防ぐ爲、一應の説明を加ふべし。即ち顧問は支那委員に於て、支那政府は現に有力なる、日本人顧問を備聘しつゝあり。尙將來も必要の場合には、日本人を備聘する意思ある旨言明したるにつき、其儘之を記録に留むることを求めたるに過ぎず。従つて其員數につき當初より何等支那政府に申入れたることなし。

又兵器の件は、支那委員言明の通り將來適當の機會に於て、支那政府より陸軍武官を本邦に派し、我軍事當局者と、直接兵器購入、又は支那に於ける日支合辦兵器廠設立のことを、協議すべき旨、記録に留むることを求めたるものにして、供給すべき兵器の數量、其他兵器廠の規模、設立の場所等は、右協議の結果を俟つて、初めて決定する次第にして、排他的若しくは獨占的供給を要求するものならざるは論を俟たず。

四、南支鐵道問題に關する件も、五月七日提出の修正案より削除したれども、本件は明治三十三年以來の懸案にして、日本資本家の夙に密接なる利害關係を有する、九江南昌線との關係もあり、且福建省については、支那政府をして、之を外國に割讓せざることを約せしめたる行縣もあり、同方面の鐵道に關し、敷設權を要求したる次第にして、之亦列國の爲せる所に、倣へるものにして何等新奇の要求にあらず。

五、福建省に關する件については、「他國」なる字句には、日本自身を含むこと米國政府の解釋の通りなり。又其第二項の意義は、支那政府自身自國の收入による外、總て外債により施設を爲さざることを求むるものなること、大體米國政府解釋後段の通なり。

蓋し支那に於ては、他の文明國と異り、外債を以て何等かの事業を爲す時は、必ず其債權國の政治的勢力を伴ふこと、實例の示す所なればなり。

六、膠州灣租借地は、山東方面より、獨逸の勢力を一掃せんが爲に、帝國政府が多量の犠牲を拂ひ、武力を以て奪取したる所なるを以て、戰役終局後、同地方が帝國の自由處分に委せらるゝ場合に、之を支那に還附するの義務なきことは、勿論なりと雖、帝國政府は、支那に對し何等領土的野心無きと、日支兩國の親善を、顧念するの意志を明白に表示せんが爲により、曩に右還附を支那政府に聲明したる次第なり。

然れども右還附後、獨逸の勢力同方面に復活するに於ては、日獨戰爭の目的を没却するものなるを以て、之を防止するが爲には、自ら同地に經濟的發展の根據地を樹立せざるべからず。従つて專管居留地を設定するについても、右の目的を遂行するに足るべき、適當なる地域を指定するの必要あるは、特に架説を要せず。將又專管居留地内に武装せる部分を有せざるべきは申す迄もなし。

### フライアン、メッセージ

さうして愈よ日本が支那に最後通牒を送るべく、元老會議を開いて凝議しつゝあつた、五月六日に、國務長官（フライアン）は、日本の大隈首相並に支那の袁世凱に對して、非公式のメッセージを送つた。其大隈首相へのものは、五月八日東京駐米國代理大使から、大隈首相に手交せられた。尤も之より先、此内容は五月六日、華府に於てフライアン自身から、珍田大使にも示された。このフライアン、メッセージの大隈首相に宛てられたものは、大要「日支兩國の交渉に當つて、日本國政府が忍耐の精神を發揮せらるゝやう、大隈伯の大なる勢力を用ひられんことを、大隈伯との親交に顧み、個人的且非公式に懇望し、日支兩國間に、實力の衝突を見るが如きこと



なくして、交渉の穩和なる解決に至るよう、伯に於て盡力せられんことを熱心に勧告する」と云ふ趣旨のものであつた。

之に對して大隈首相は、即日珍田大使を経て、「支那政府は明らかに第三國の干渉を誘致する目的の下に、如何なる理由も示さず、交渉を遷延せしめ、且着々と挑發的方法を講じつゝある間に處して、我が政府は討議中の諸問題について、和平解決をなすべく、非常な忍耐を以て努力して來た。今や其能ふ限りをなし盡した。最早現に採用しつゝある方法以外には、とるべき途がなくなつたのである。予の信ずる所によれば、第三國の支援がなければ、必ずや支那政府は其誤れる事態を改めて、彼等自身事態に處すべき眞の態度をとるやうになるであらう。故に予の所見によれば、支那政府をして、外國からの援助を期待せしめるが如き、如何なる行動をも避けられることが、最も望ましいことである。」との回答を寄せて、一方其好意を謝すると共に、一方米國の無用なる干渉を、排撃するの用意を怠らなかつた。

### 米國の干渉提議

然るに米國は遂に他の列國を誘つて、日支兩國に對して好意的申込をしようとして計畫するに至つた。豫て第三國筋で何か干渉がましい態度に出はしないかと慮られたのであつたが、最後通牒に關して、元老と閣僚との協議會が開かれて居つた五月四日の晩に、ロンドンの井上大使から、愈よ此問題が具體化しつゝある旨の飛電が入つて、大に各方面に聳動を與へた。

夫れは本多參事官が信頼するに足る新聞記者から、アメリカの有力者筋が、日本は餘りに支那に對して壓迫を加へ過ぎる。アメリカとしては日本に對して何等か適當の措置を講ずべきであると、米國政府に要求するに至つたので、米國政府も遂に動き出すやうになり、その爲に日米間に何か問題が起らうとしてゐると云ふニュースを得たとの情報を入手したのであつた。

スハ！ 米國の干渉だ。否米國が他の列強を誘つての共同干渉だと云ふので、可成りセンセーションを捲起したが、其後になつて、此報道は根據のあるものであつたことが明らかになつた。

即ち五月六日珍田大使が、國務長官に面談した際に、國務長官の方から、ロンドン、パリ、ペテルスブルグ駐劄の自國使臣に對して

貴官は外務大臣を訪問して、日本及支那より來る所の報道は、吾人の驚愕し、且痛歎に堪えざるものであることを、任國政府に通告し、併せて任國政府は目下の日支談判が、満足なる解決を見るに至るまで、忍耐及友誼の精神を以て、現在の交渉を繼續すべきより、日支兩國に對し、友誼的にして併かも熱心なる、勸告をなす爲、米國政府と協同することを欲するや否やを問合すべし。日支兩國間に、干戈相見ゆるに至らば、これ言語に現はし難き程、不幸なることとなるべし。日支兩國の友邦たる米國政府は、斯かる災厄を防ぐ爲に、日支兩國の友邦たる、他の諸國の協同を求むるを以て、其義務なりと感ず。

との電訓を發送中であることを語つた。

然るに國務長官が此話をした時は、既に我最後通牒が、支那側に交付されたか、若しくは交付されんとして居つた時で、東京からは、珍田大使に對して、此間の詳細の事情をアメリカ政府に内告すべき旨が傳へられてゐ



たのである。依つて珍田大使は此訓令執行の爲に、六日夜國務長官に面談した序に、本國政府の訓電を待たずに、獨斷を以て、國務長官に對し、今の時機に當つて、アメリカ政府の企てゝゐるやうな行動がとらるゝに於ては、支那は益々勢を得て、折角受諾せんとしてゐる最後通牒を拒否するやうなこともなり、却つて事態を悪化せしむるであらう所以を述べて、之を取止めんことを申出でた。國務長官は大統領と相談しなければ、何とも云へないと云ふことであつたが、翌朝になると、大統領と協議の上で、此瞬間にあつても、尙斯う云ふ勸告をすることは意義があると云ふやうな言分を以て、残念ながら珍田大使の申出には應じられないと答へて、之を拒否して來た。依つて帝國政府は、改めて珍田大使に訓令して、アメリカ政府に、重ねて同様な趣旨を申入れさせると共に、英佛露三國の駐在大使に命じて、斯かるアメリカの提議を、應諾することなからしめるやうに、各任國政府に夫れ々々申入を行はしめた。

アメリカ政府は、五月八日珍田大使からの再度の申入を受くるに及んで、遂に此勸告を見合せることを受諾し、結局此アメリカ政府の計畫は實行を見ずに終つた。惟ふに其頃には、支那が最後通牒を受諾するであらうことが、現に各方面に判つてもゐたし、又アメリカ政府の提議が、次の如く各關係國の受諾する所とならなかつた所から、珍田大使の再度の申入をよい機會と許りに、之が見合せを、承諾したものであらう。

即ち英國政府は、此米國の提議に對し、五月七日を以て「英國政府の見所によれば、時局は平和に落着の見込がある。殊に英國政府としては、閣議の決定に基いて、同盟國として、既に日本に對して所見を開陳してある。従つて英國政府に於ては、此際更に別の手段をとるの必要を認めない」と回答し、露國も亦米國大使の申出に對

し、「露國は現に事實上、日本と同盟の關係にあり、又日本から武器供給其他多大の援助を受けてゐるが故に、日支交渉事件について、干渉がましいやうな措置に出ることは出来ない。且情報によれば、支那は日本の提議を受諾するらしいが故に、今日斯かる勸告をする必要がないであらう」と之を拒否し、更に佛國政府も亦、米國から交渉を受けるや、先づ英國政府と話を遂げた上で、日本は其最後通牒に於て、第五號を撤回したと云ふことであるから、日本に向つて、何等勸告を試みる餘地が無い。然し支那に對しては、恭順を勸告する必要があるが故に、在支公使に其旨を訓令したとて、此提議に應ずることを拒否した。斯くて米國の提議は、孰れの一ヶ國からも、贊同が得られなかつたのであるから、米國としては、當然之を中止する外はない事情にあつたのである。尙此佛國政府が、駐支公使に對し、支那政府に勸告方を電訓したのは事實であつたが、右電訓は五月十日朝北京に着したので、北京駐劄のフランス公使としては、之を執行する機會を得なかつた。従つて此フランスの好意は、其儘闇から闇に葬られることとなつた。

### 重ねての米國の申入

然るに米國はこれだけで、まだ此交渉に關する申入をお仕舞にせず、交渉妥結に至つた、五月十三日になつて、駐日代理大使から、加藤外相に、次の覺書を提出して來た。

合衆國政府は、今回日支兩國政府間に行はれ、且方に解決を待ちつゝある交渉の、情況及其結果、兩國間に協定の成立したる事實に鑑み、右兩國政府間に於て、既に協定せられ、又は協定せらるべき約束にして、支那に於ける合衆國及其人民の條約



上の権利を侵害し、支那共和國の政治上又は領土上の保全を破り、又は通常門戸開放と稱せらるゝ國際的對支政策に反するが如き場合には、合衆國政府に於て、之を承認するを得ざることを、日本帝國政府に通告するの光榮を有す。

同文の通牒は之を支那共和國にも送致せり。

この通牒に接するや、加藤外相は、先づ之を持參した米國代理大使に、次で珍田大使に訓令して、直接國務長官に對し、米國が斯くの如き通牒を寄するに至つた動機について問ふ所があつた。米國代理大使は「單に記録に残す爲」と想察する旨を答へたが、國務長官は「事前の注意の爲、米國政府の態度を申入れた」次第であると語つた。さうして珍田大使が交渉の内容は、既に十分説明してあるから、此上注意もあるまいではないかと云つたのに對して、國務長官は、「大體に於ては既に承知して居るが、約束の詳細の點はまだ判つてゐない。大統領も事前の注意の爲、此際米國政府の態度を記録に存して置く方がよいと云ふ意見であるから」と云ふ答であつた。

之と同一内容の覺書は、五月十三日に支那に手交せらるる爲に駐支公使に對して送致せられた。これに對し北京駐在の米國公使は、「此通告文を支那に手交するに當つては、やがて調印せらるべき日支條約中には、其條約の如何なる規定も、支那の政治的若しくは領土的保全、通商上の機會均等主義を害するものにあらざる旨の、一ヶ條を挿入すべき旨を提言すべきことと、更に若し今回の日支條約の結果、支那に於ける外國人の地位及權利に、何等か變更を來すものあるに於ては、米國政府は、之に關する通知を受けたいと云ふことを、支那政府に正式に要求すべきである」との意見を本國政府に具申した。米國政府は其前者に對しては、斯かる必要なしとして、之を斥け、後者については米國政府は、當然其通知を受くべきものと考へてゐる。且又斯かる通知は米國政府をして、最惠國

約款により、如何なる特權にも、均霑せしめ得るが爲に不必要である旨を回訓した。依つて米國公使は、十六日に至り前記覺書を手交すると共に、此旨を支那政府に通告する所があつた。

其當然の結果として、五月十七日に至り、東京駐劄の米國代理大使は、「日支新約定中、支那に於ける外國人の地位に、變更を來すが如きものあらば、米國政府は、右に關し當然通報を受くべきものと思慮する」旨の覺書を我外務省に交付して來た。さうして其時同一の覺書は、支那政府にも提出したと附言する所があつた。

之を要するに米國の本交渉に關する態度は、其前半に於ては、極めて穩和にして、よく日本の立場をも諒解し、現に四月十四日には、國務長官から珍田大使に對して、兵器問題について、米國が日支の間に仲介の勞を採らうかとまで申出でた程であつた。然るに四月二十六日の最後修正案提出以後の後半に於ては、矢繼早に種々の申入を行つたり、共同勸告の爲に他の列強と謀つたりして、全然其趣を異にするに至つた。

米國行政部に對し、他の有力なる筋からいろ／＼と注文が出たことが、此米國政府の態度が豹變した有力な原因であることは、本多參事官が獲た情報等によつて明らかであるが、其有力なる筋とは如何なるものであるか。更にその背後の關係者が何であるか。尙其間に支那政府側の策動があつたかどうかは、之を知るに足るべき資料が無い。

### 英國反對の重點

日支交渉に關して、イギリスが最もやかましく論じ立てた問題は、我希望條項中の、南支鐵道に關する件であつ



た。右希望條項中には南支の鐵道(一)武昌と九江南昌間の江西鐵道とを連絡する鐵道、(二)南昌杭州間の鐵道、(三)南昌潮州間の鐵道の敷設權に關する許與を獲得するの一項があつた。

二月二十日日本多參事官から、第五項の内容の內告を受けたイギリス當局は、二月二十日駐日大使をして、加藤外相に向つて、早速警告の前觸とも云ふべき申出を行はしめた。即ちグレイ外相の來電として

日本政府が英國臣民の既に許與を得、又は約諾を獲たる英國の通商上の利益に牴觸するが如き要求、若しくは希望を提出せられたるに於ては、日本政府は、英國が英國臣民に許與されたる、滿洲に於ける許與につき、日本政府が其南滿洲鐵道に關する權益と牴觸するものとなしたる場合にとりたると同様に、隔意なく英國政府と協議せらるゝものと信ずる。

と傳へて來た。これに關して加藤外相から、之は希望條項中の南支鐵道に關するものであらうかと、尋ねたのに對し、イギリス大使は、之を肯定した。よつて加藤外相は

其事であるならば、夫れは決して今日に始つた問題ではない。帝國政府が九江武昌間の鐵道に就いて、支那政府と、交渉してゐることは、昨年中にイギリス政府に內告してある。

然し萬一日本の要望してゐる諸線中、イギリス側に故障のあるものがある場合には、日本が此敷設權を獲得した上で、日英間に話をつける方法もあるであらう。今日の日本の状態では、結局何等かの形式に於て、日英の共同經營とするか、或は其資金の大部分をイギリスに仰ぐ必要があるであらう。従つてイギリス側との話合をつける途はある。

殊に支那は敷設權の許與は、之を承諾しないかも知れない。従つて日本はたゞ是等諸線の借款權を獲るに過ぎないことなるかも知れない。其場合にも、日本市場で此借款を募ることは、出来ないから、結局は歐洲殊にイギリス市場に於て、募らなければならぬことになるであらう。

然し問題は支那との交渉が済んだ後のことである。

と説明し、且「日本の希望條項中の事柄について、萬一イギリスに故障があつても、一旦支那に提出したものを撤回したり、變更したりすることは斷じて出来ない。従つてイギリスから、何等か申出られるにしても、交渉進行中は見合はされたい。尤も是非其間に申出を必要とすることがあれば、承ることは承るが、話をまとめることは、交渉の済んだあとにして貰ひたい。又如何なる場合にも、支那に對し申出をなすことだけは、斷じて見合はされたい。此旨特に外務大臣に申送られたい」と念を押して置いた。

### 古い日支間の懸案

一體南支に於ける鐵道問題は、加藤外相の説明した通りに、我國にとつては、實に多年の懸案である。我國は明治三十一年四月二十二日、清國政府から福建省不割讓に關する誓約を取付けた。依つて當時の政府は直ちに矢野公使に對して、同省内に於ける鐵道敷設に關する協定をも締結すべく、支那當局と交渉すべきことを訓令した。依つて矢野公使は、時を移さず支那側と交渉し、五月七日總理衙門に於ける李鴻章、敬信、崇禮、張蔭桓との會見に於て、「將來福建省に於て鐵道を敷設する場合、資金を調達し、技師を招聘する場合、他國の力を借りる時には、先づ日本政府と之が協議をなすべき」旨の約諾を得た。當時文書の形式による約束はなかつたが、矢野公使は、其本國政府宛の電信を、李鴻章以下に示して、承認を求め、且右電文寫を覺書として、總理衙門に送致して、之を保有せしむることとした。



其後明治三十三年になつて、當時列國が支那に於て頻に各種の利権を要求しつゝあつたのに鑑み、我國亦南支に於ける鐵道問題に關し、更に一步を進むるの必要を認め、同年四月、西公使をして、廈門、福州、光澤、撫州、南昌、漢口間の幹線及福州、羅源、三都澳間、南昌、衢州、杭州間の二支線の敷設權獲得に關する交渉を提起せしむる所があつた。然るに恰も北清事變が勃發した爲、この交渉は一時中絶の餘儀なきに至つた。

北清事變の後、列國の支那に於ける利權獲得競争、益々熾烈を極め、福建、浙江方面に於て、或はイタリー、或はドイツが鐵道敷設權を獲たと云ふが如き風説が頻に傳へられた。依つて我國は、其都度慶親王に對し、注意を喚起する所あつたが、慶親王は、斯かる風説を否認すると同時に、清國政府は日本の此方面の鐵道に關する宿望を熟知して居るが故に、日本に諮ることなくして、他國に之が權利を與ふるが如きことはない旨を確言した。

爾來我國は、此宿願達成の爲に、屢々努力する所あつたが、遂に十分に其目的を達するに至らず、たゞ僅に明治三十六年十一月、慶親王から、明治三十一年五月の約諾を承認すると同時に、此事實を該地方の官憲に示達して、外國側の此種の企業は、一切之を阻止せしむべき旨の、約言を獲たに止まつた。

然し以上數年に互る折衝に於て、此方面に於ける鐵道の權益に關する、我國の優先的地位は、嚴として動かすべからざるものとなつた。

### 英國割込を策す

其後イギリスが、此方面に於ける鐵道敷設を計畫し、明治三十六年には、英國の斯かる利權獲得の代表的機關で

ある、チャイナ・シンヂケートは、福州から南昌を経て重慶に達する、一大鐵道の敷設計畫を進むるに至つた。然し斯かる計畫は、當然に前記我國の既得の地位に關係あるを以て、先づ日本側に交渉する必要があると云ふので、同年四月シンヂケートの代表のサー・ジョン・リスター・ケーチは、英國代理公使と共に、我内田公使に對し、此の計畫に關し、先づ日本の意嚮をたゞく所があつた。當時の我政府の方針は、廈門、福州、南昌、漢口線については、先づ我國に於て許與を獲、然る上でイギリス側の合同の提議に應ずると云ふ方針であつたから、内田公使から其趣旨を以て、イギリス側に返事をしたが、爾來此鐵道問題は一時沙汰止の姿となつてゐた。

### 米國との折衝

尙此南支鐵道問題に關しては、我國はアメリカとの間にも、折衝を重ねた事實がある。即ち米國の *The China Investment and Construction of America* は、明治三十六年中に、福建、江西兩省内の炭鑛採掘を企て、夫れが爲に廈門、漢口間に鐵道を敷設し、更に各方面に支線を敷設することを計畫し、其旨清國當局に要求する所があつた。然るに商部左侍郎伍廷芳は、此鐵道については、かねて日本政府から申出があるから、日本の承諾がなくては、この米人の要望には應じ難いと回答した。茲に於て同年十二月、前記米國企業代表、エー・ダブリュー・パッシユなるもの、内田駐支公使を訪問し、其意嚮を徵する所があつた。内田公使は本國政府よりの回訓に基いて、福建省及其附近に於ける鐵道問題に關する、我國從來の行懸りを話した上で、是等の鐵道については、我方が着々準備を進めつゝあるから、右米人の斯かる計畫には同意し難いと回答して之を拒否した。



## 江西鐵道の實現

其間支那人自身、福建、江西省内に於て、鐵道建設の計畫を進めたものがあつたが、孰れも中道にして挫折し終り、其目的を達するに至らなかつた。然るに明治三十七年、李盛鐸が江西鐵道公司を設立し、同省全般に亘る鐵道の建設を企圖し、其爲の資金調達に關して我方に申出して來た。當時我國は容易に外國の借款になど應じ得るやうな財政状態でなかつたが、然しこれだけは應じなければと云ふので、奮つて其申込を受諾し、明治四十年六月に至つて、上海大成工商會社を仲介として、日本興業銀行から該鐵路公司に百萬圓を貸付けた。

然るに斯かる少額(資金)は、到底鐵道の完成を期することは出來ない。そこで重ねて、我方に借款の申出があつたから、我方では東亞興業會社をして、専らこの衝に當らせて逐次之に應じて貸付を行ひ、此交渉が提起された頃には、其貸付額七百五十萬圓に達して居つた。此鐵道は南支沿岸から、揚子江流域に達する鐵道の一部をなすべきものである。既に我國は其一部について、斯かる借款關係を結ぶに至つたことは、福建省に於ける我國の特殊の關係と相俟つて、南支鐵道に關する、我國の優先的地位を構成するものである。

## 長江流域に關する日英の抗爭

然るに大正元年には南昌―萍鄉間鐵道に對する、ベルギー・シンヂケートの借款説傳へられ、翌大正二年には寧湘鐵道(南京―萍鄉間)敷設の議があらはれた。是等は共に我國既得の地位に影響を及ぼすものであるが故に、

我國としても、早きに及んで確實に鐵道敷設に關する許與を獲て置かなければならぬと云ふので、前記寧湘鐵道敷設の計畫が傳へられた際に、我方から支那當局に對し、外國資金を必要とするに於ては、日本より供給すべきことを申出た。之に對し支那側は、長江流域に於けるイギリスの利害に顧み、日英共同して、資金を供給して呉れることが、最も望ましいと答へて來た。茲に於て我方に於て、借款を引受くべき地位にある正金銀行から、英支組合に對し、又駐支伊集院公使からゾルダンイギリス公使に對し、夫れ／＼日英共同投資に關する話が進められた。イギリス側は當初の間は、其頃問題となりつゝあつた、五國銀行團の實業借款除外の件に牽連せしめて、之が回答を遊つてゐたが、大正二年十月十一日になると、英國外相は、我井上大使に對して

日本の南滿洲に於けると同じく、イギリスは長江流域に、特異優越なる利害關係を持つてゐる。従つて英國政府が寧湘鐵道に關する利權を、英國團體の手に收めしめんと欲するは當然のことである。寧湘鐵道に關する讓與を、英國側の手に收めるのは、該鐵道が、英國の勢力範圍を通過するのみならず、現に英國の資本を投下せる二線(滬寧、粵漢兩鐵道の謂ならん)を連絡するものなるに顧みて當然である。南滿洲に於て同様の場合があつたならば、日本政府は必ず斯る線路の管理を、其掌中に收めやうとするに相違ない。英國政府は本鐵道の計畫が成立した後には、如何なる方法により、如何なる程度まで、日本を参加せしむべきかを考慮するであらうが、日本政府に於て、長江流域に於て、何等か欲する所があるならば、南滿洲に於ても英國の企業に對し、相當便益を與へるの覺悟を要する。

日本政府にして、如上の主義に同意するに於ては、英國政府は共同經營に關する、日本政府の提議に就いて、考慮を加へるであらう。併し此共同經營の範圍は、支出すべき資金に應じて、定むべきものであるが故に、英國政府は本計畫につき、日本の資源より供給し得べき金額の概算、及日本政府が其臣民のため獲得せんと欲する、物質的利益が如何なるものであるかを



知りたい。

と云ふ趣旨の覺書を送つて來た。英國の長江流域に於けるは、日本の南滿洲に於けると同一である。日本が南滿洲の事業に、英國人の参加を許すならば、日本にも寧湘鐵道の事業に、参加を許さう。然し其際日本人に参加を許す程度は、日本が自國資金を幾何出すかによつて、其額に應じて定めると云ふイギリスの言分なのである。

然し當時の我政府は極めて穩順であつた。斯かる英國の言分について、敢て之に反駁を加へようともせず、却つて讓歩的態度に出た。即ち十一月二十七日英國政府に致した回答に於ては、次の如く申入れた。

曩に帝國政府から、寧湘鐵道問題に就いて、英國政府に提議するに至つたのは、關係地方に於ける日英の利益が、第三者の爲に侵蝕せられんとするを、防止するが爲の自衛手段たるに外ならない。英國政府は、我提議が寧湘鐵道全線に言及してある爲、或は不安を起したであらうが、帝國政府は敢て右全線に指を染めんとするものではない。たゞ多年本邦側と密接の關係を有する、南潯鐵道と萍鄉地方とを連絡すべき、南萍線に對し、借款關係を結ばんとする趣旨である。故に英國政府に於て、我立場を諒とし、何等異議を唱へざることを希望する。尙英國資本家中、之に参加せんとするものがあれば、本邦側は固より之と協同することを躊躇しないであらう。

滿洲に於ける日本の利害關係は、經濟上、政治上及接壤地たる關係から發生した、重要且特殊な關係であるが故に、英國政府に於て同地方に對する、日本國民全體の特殊の感想を、深く考量せられんことを切望する。

日本が斯くの如く讓歩的態度に出でたにも拘らず、英國は尙頑として讓るところがなかつた。十二月三十一日付の英國の覺書に曰く

日本政府の友好的精神は、之を諒とするも、英國政府は、從來南滿洲に於ける、日本の地位を尊重し、往年錦愛鐵道問題につき、英國資本家に援助を與へなかつた。さうして將來に於ても、南滿洲に對し容喙せざるべき方針である。現下支那に於ける各國利權競争の劇甚なるに顧み、英國政府が、多年特殊の利害關係を有する地域に於て、行動の自由を主張するは蓋し當然なるべし。

と。長江流域に於ける英國の獨占的地位を強調して來た。さうして之に對する我回答が遅れてゐたところ、二月七日には「英國政府は今や他國筋の競争に對する自衛的措施として、寧湘鐵道に關し、速に支那側と契約を締結するやう、英支組合に訓令を發しなければならぬ時機に到達した。依つて日本政府の回答を俟たずに、支那側と交渉の進行を圖るであらう」と高飛車に出て來た。

之に對する日本の態度は愈よ讓歩的であつた。即ち寧湘鐵道に關する要望は一切之を抛棄し、單に南潯鐵道と萍鄉礦山に對する我利害關係を顧慮し、寧湘鐵道と南潯鐵道との連絡、並に萍鄉鐵道の礦物運搬に關し、特別の便宜を與へられんことを希望するのみに止めた。

但牧野外相は、この回答を英國大使に交付するに當つて、既に日本が南萍鐵道に對する主張を撤回した以上、寧湘鐵道問題については、進んで英國政府に相當援助を與へることを辭せない。尙日本は近く支那に對して、南支方面に於ける鐵道問題に關して、交渉を開始する積であるから、其節は英國からも同様の援助を期待すると附言した。蓋し當時我政府は、愈よ此機會に(一)厦門から福州、光澤、撫州、南昌を経て漢口に至る線、(二)福州から羅源を経て三都澳に至る線、(三)南昌から衢州を経て杭州に至る線、(四)第一、第二の兩線を連絡する線の四鐵道に關し、支那の許與を獲べく決意し、夫れく支那側にも交渉しつたのである。然るに英國は日本の此



讓歩に對しても、何等報わんとせず、依然長江流域を以て、英國の獨占とするの方針を堅持して、日本が是等の鐵道に關與することをも拒否して來た。二月二十三日付の次の英國の覺書がそれである。

揚子江流域に於ける英國の利害關係なるものは、單に經濟的に止まり、且英國政府は將來に於ても、亦同様たらしむべき覺悟であるが、經濟の見地から考察する時は、右利害關係は滿洲に於ける日本の利害關係と正に匹敵すべきものである。此ことたる日本が滿洲に於て政治的利害關係を有するの故を以て、敢て影響を受くべきものでない。

日本が滿洲に於て其地歩を鞏固ならしめる爲、過去十一年間に、門戶開放主義の實質に變更を加へたことは、必ずや已むべからざる勢に迫られた結果であらうが、日本が一面支那全土を通じて、自由に經濟的企畫を行ふことを要求すると同時に、他面一定の特殊地域に於て、其地歩を固守し、嚴に英國其他列國を排除せんとするは不公平だと思はれる。之を以て英國は揚子江流域に於て、特殊の地位を要求し飽迄之を支持する決心である。

夫れ故に英國政府は、二月十六日の覺書に列記された日本の提議は、全然之を承諾するが、口頭を以て要求せられた福建漢口鐵道について援助を與ふる件は、福建南昌線に關する限り、何等異存はないが、南昌漢口線については、將來必要の場合英國企業の爲、之を獲得するの權利を主張せざるを得ない。

飽くまで押の強い英國式外交である。そこで牧野外相は此覺書を接受しながら、「英國が揚子江流域に於て、維持しようとする經濟的關係なるものは、一體どんな性質なものであるか」と、之が説明を求めた。之に對しイギリス大使は、本國政府に電稟の上で、三月二日を以て次の如き回答を寄せて來た。

揚子江流域に於ける日本の利害關係なるものは、其分量及範圍に於て到底夙に同地方に樹立せられ、且現に日々増進しつつある、宏大なる英國の利害關係と比較し得べきものではない。さうして英國政府の政策は、同地方に於ける經濟界殊に交通路

に對する實權を制握して、單に右利害關係を擁護せんと欲するものである。

英國政府が今回揚子江流域に於ける、其特殊地位を維持せんことを固執するに至つたのは、畢竟過去數年間、支那に於ける國際的局面に實質的變態を生じた結果に外ならない。

英國政府は揚子江流域に於ける、英國の利害關係なるものは、鐵道、土地及鑛山に關する讓與、又は招商局、製鐵所、船渠及新開港等、重要な政府事業に對する、監督權を包括する政治的色彩を帯びたる經濟的利害關係を指すものであるとの見解を持つてゐる。従つて海運、鑛山又は製粉業に對し、善意の關係を結んだ經濟的利害關係の如きは、此限でないと思へる。

最後に英國政府は、鐵道並に之に關聯する諸般の經營は、暫く措き、滿洲に於ても、將又揚子江流域に於ても、均しく經濟上の機會均等主義を、恪守するものであることを、日本政府に於て明らかに諒解せられんことを望む。

英國は日本との間にこんな問答を續けてゐる中に、支那政府との交渉は、ドシ／＼進めて、大正三年三月三十一日を以て、寧湘鐵道に關する借款契約は調印を見た。然かも當初の計畫は、南京萍鄉間であつたものが、愈よ調印を見た契約に於ては、南京から南昌を経て涿州に至るものを本線とし、本鐵道の徽州附近から、於潛を経て杭州に至るもの、南昌萍鄉間の一點から湖廣鐵道の湖北管内線の一點に接續するものを、其支線と云ふ名目の下に、投資優先權を留保するの舉に出でた。全く我計畫に對する妨害工作である。

大正三年四月の政變によつて、大隈内閣が成立して、牧野外相に代つて登場した加藤外相は、我國の南支鐵道計畫に對する、英國の反對は斷然認むることが出來ないと云ふので、改めて英國と交渉を始めた。

加藤外相は、六月十日付の覺書に於て、「南昌漢口間の鐵道は、日本資本家に於て、夙に密接な關係を結び、現に建設工事を進めてゐる南昌九江鐵道を、九江から漢口に延長せんとするもので、帝國が多年其完成を期望す



る、漢口福建線の、重要な一部分を構成するもので、之を我方に收めんとするは、從來の成行に顧みて、當然のことであるのみならず、帝國が漢口福建線獲得の意あることは、現に明治四十年六月五日の公文を以て、英國政府に言明して置いた次第もある。英國政府に於ては、上記の事情と、帝國政府が寧湘鐵道に對する要求を撤回するに至つた精神に鑑みて、英國政府が日本の既定計畫線の一部である、南昌漢口線に故障を提起せざらんことを求むると共に、英國が揚子江流域に於ける、帝國臣民の正當な企業を排除せざらんことを希望する旨を開陳した。

尙加藤外相は曩の英國の通牒中に、「揚子江流域に於ける、英國の利害關係は、其程度及範圍に於て、到底同地方に於ける日本の利害關係の比にあらず」と強調した點に關し、「之は甚しく事實に反してゐる、今日では、多くの點で、却つて日本の利害の方が、英國の夫れに比して顯著なものがある」と説いて、揚子江流域に於ける居留民數、貿易額、船舶、鐵道其他の權益等に關する日英のそれを、數字に基いて比較對照した調書を交付し、英國が宜しく過去の夢から覺醒して事實を明確に認識せんことを求めた。

さうして我山座公使は、二月中旬、北京に於て、國務總理兼外交總長孫寶琦に對し、前記諸鐵道に關する要求を提出し、銳意之が實現に努力しつゝあつたが、俄に病を得て急逝し、遂に此交渉は一頓挫を來すのやむなき事情にあつた。

斯くの如き成行にあつた、南支鐵道問題が、日支交渉提起に當つて、所謂希望條項中の一項として取上げられたのである。

従つて此南支鐵道問題は、我國にとつては實に永い間の懸案であり、さうして日英間には揚子江流域に於ける英國の獨占的地位を認むるか否かの試金石として、極めて重大なる背景を持つ、正に兩國間に於て討議中の交渉案件であつたのである。

故に南支鐵道問題は、日本と支那との間に於てよりも、日本と英國との間に於ける重大な懸案であつたのである。さうして問題夫れ自身よりも、その背景に重大性があつたのである。

### 英國政府の申入れ

二月二十二日前觸的申入れをした英國政府は、三月十日に至つて、相當長文の南支鐵道問題に關する意見を開陳して來た。グレイ外相は、此覺書提出に關聯して、「南支鐵道問題の如きは、云はゞ小事に過ぎない」と云つてゐるが、然し英國が此問題に多分に重點を置いたことは、繰返していろ／＼と申入をして來たことによつて判る。蓋し英國としては此問題の推移如何が、長江流域に於ける英國の地位に影響を持つものと考へたが故に、特に此問題を重視したのであらう。

前記三月十日付の英國の覺書は、冒頭に於て加藤外相が英國大使に對し、英國外務大臣に於て、何等か意見を申出づる場合には、常に敬意を以て之を聴くであらうと言つたことを引いた上で、

日本の對支要求案を見るに、支那政府との契約に基き、既に英國企業の爲、留保されて居る諸豫定線と衝突する處のあるものもあるが故に、日本政府に對し右の諸線に關係ある、各契約を披露するは適當の措置と思はれる。

寧湘鐵道借款契約第二條及第十九條に於て、英支組合の資金を以て建設すべき寧湘鐵道には、南京から寧國府、徽州府を經



て南昌に至る線を含んでゐるが、此外徽州府附近から於潜を経て杭州に至る支線及南昌萍鄉間の一地點から、湖廣鐵道湖北省管内線の一地點に接続する、支線敷設資金供給優先権も、英支組合で留保してゐる。

又滬杭甬鐵道借款契約第二條及第十九條の結果、滬杭甬鐵道の支線は、英支組合の資金を以て建設することになつてゐる。更に今後有利若しくは必要と認めらるゝ同鐵道の支線を建設する資金の供給優先権は、英支組合に與へられてゐる。

従つて支那政府は、日本の要求にかゝる南昌杭州線に關しては、既に英國によつて拘束されてゐる。そうして日本の要求にかゝる武昌九江線は、既に英國に於て優先権を有する前記豫定線がある以上、支那政府により、經濟上何等價値の無いものである。

又一九一四年八月二十四日支那交通總長は、在支英國公使に對し、廣東南昌線及廣東潮州線敷設借款に關し、英國ピアソン商會と交通部との間に、協議成立の運に至らざるが如き場合には、支那政府は、交通部に於て承諾し得べき條件を以て、提議することあるべき、他の信用ある英國會社のため、同線を留保すべき意圖ある旨、書面を以て約束してゐる。従つて今回の日本側の要求にかゝる、南昌潮州線は、英國企業の爲、特に留保されてゐる、前記の線路と事實上並行線となるものである。依つてこれに關し日本政府の考慮を求めらる。

と云ふ言分である。つまり日本の要求した三線について、悉く文句があると云ふのである。大正三年二月二十三日の公文を以て、英國が進んで賛意を表した、南昌潮州線に對してまで、反對であると云ふのは、驚くべき逆轉振である。

### 英國の主張を駁す

斯かる英國の言分に對して、我方は暫く回答を發せず置いて、只管支那との折衝を急いだ。其間英國は日本からの回答を期待すると云ふやうな言分で、屢々我回答を督促する所があつた。依つて我方は四月二十八日に至り、英國大使に次の回答を手交した。

我が要求にかゝる南昌杭州線は、明治三十三年以來、福建南昌武昌(漢口)線と共に、日支間の懸案にかゝり、特に大正三年二月以來、速かに契約締結方、帝國政府から支那政府に迫つてゐるものである。同線の經過地點は、物資に富み、經濟上發達の見込も大なるのみならず、英國側の利害關係ある寧湘鐵道とは、餘程間隔があるから、本線が英國側の利益を害するものとは考へられない。寧ろ兩線相互に利益を擧げるの餘地がある。

又九江南昌線と武昌とを連絡すべき鐵道は、事實福建、南昌、武昌(漢口)線の一部たる南昌九江武昌線を少しく變更したるまでのもので、右福建、南昌、武昌(漢口)線の計畫に關しては、明治四十年中、帝國政府から英國政府に申入れた次第もある。尙又同線については、大正三年二月二十三日、英國政府から帝國政府に送られた覺書中に於て、英國政府は福建南昌線に關する我要求を援助するに異議無き旨を言明したことがある。

加之日本資本家に於て、極めて密接な關係ある、南粵鐵道に對する關係上、大正三年六月十日、寧湘鐵道問題に關する、帝國政府の覺書の一節に於て、武昌南昌鐵道に關する我希望を表明してゐるやうな行懸もある。さうして南昌潮州鐵道は、前記福建南昌線の一部、並に福建省の一部を通過するものにして、西南方面を通過する、南昌廣東線とは餘程の間隔がある。若し此兩鐵道をしも、並行線と云ふならば、支那に於ける鐵道にして、同様の例を擧げることは困難でない。

斯かる事情の下に於ては、帝國政府は英國の反對に同意を表することは出来ない。現に問題となつてゐる線路についても、帝國政府は支那に對し、既に他の國が獲得した權益を無視して同意せよと求めてゐるのではない。北京にある日本公使は此點



を次の如く十分に支那當局に説明してゐる。

一、我要求して居る路線中、他國に與へてない、何等關係のない部分については、商議の餘地があるではないか。  
二、他國との鐵道借款契約條項に對する解釋上、我要求路線を支持すべき、十分の理由を提出すれば、之亦商議の餘地があるではないか。

三、他國の取極と抵觸する點は、日本が直接其他國と協議を整へた場合には、支那は何等反對すべき理由がないではないか。

斯くの如き公正にして、且合理的なる日本公使の提言に對し、支那政府は敢て之を聽かんとせず、提案について考慮することをすら拒否しつゝあるは、帝國政府の誠に驚駭且失望に堪えざる所である。斯くの如き事情の下に於て、帝國政府は支那政府に對し、他外國に於て故障無きこと明らかとなつた場合には、必ず日本の提議に應ずべきこと、又は本件は全然今回の交渉から切離し、別に日本國に於て、直接に支那側の所謂本件關係の第三國との間に、話を纏めるが故に、右話合の纏るまでは、本件鐵道は何れの國へも許與せざるべき旨を提言するに決定した。

英國政府に於て本件に關する帝國政府の態度を、十分に諒とせられ、且斯くの如くんば、何等反對するところなかるべき旨を諒解せられんことを切望する。

然るに英國側は、之でも尙納得は出来なかつたやうである。其後日支關係が重大なる場面に到達せんとした五月四日に、グレー外相から、我政府に寄せて來た、極めて重大なる提言の最後に於て、尙此ことに言及してゐる。曰く

鐵道問題は一般政策よりは、寧ろ特殊な日英兩國の、商業上の利益調整の問題である。而して予(グレー)は本問題に關して

は、別に電報するところがあるであらう。(英國大使宛)

と。この日本側の讓歩の案に對して、まだ英國が何か言はうとしたことは之で明瞭である。然るに其後交渉の終結に當つては、第五項全部を後日の商議に委ねることとなつた結果、英國からは改めて何等の申出がなく、此交渉に關聯しての南支鐵道問題に關する日英間の折衝は、之を以て終局となつた。

而して現在にあつては、寧ろ鐵道が英國資本によつて全通を見た外、我方が折角我方に收めるのだと云つてイギリス側と折衝を重ねた杭州南昌線も、亦英國資本によつて出来上つてゐる。明治三十一年以來、我國が計畫し、交渉して居つた南支鐵道は、南潯鐵道以外は、何等の進行を見てゐない。顧みて誠に感慨の深きものがある。

### 我方同盟の誼を重んず

我政府は此交渉を支那に提起するに當つては、英國との同盟の誼を重んじ、英國に對しては、常に接觸を保つことを怠らなかつた。加藤外相は早くも大正元年に於て、グレー外相との間に、豫備的會談を遂げたのであるが、愈よ交渉を提起するに當つては、日置公使が北京政府に開談したる直後の、一月二十二日に、本要求の内容について井上大使からグレー外相に内告してある。米、露、佛三國に對しては、夫れく二月五日に内告したのであるから、之等に比して正に二週間を先んじてゐる。

其後希望條項たる第五項の内容を知らせた場合にも、ロシアには二月二十四日、米、佛兩國には二月二十六日



に内告してゐるが、英國に對しては二月二十日に本多參事官から其内容を告げたのであつた。さうして四月末、我方から所謂最終讓歩案なるものを、支那に提出した場合にも、直ちに之を英國に内告し、更に最後通牒提出の場合にも、逸早く之を英國に知らせることを怠らなかつた。斯くて此交渉を進めるに當つても、日本としては、同盟の誼を盡すに於て、決して缺くところがなかつた。

### 屢々注告を繰返す

然るに英國は此交渉の進行の途中に於て、屢々我方に對して注告めいた提言を行ひ、同盟の誼に従つて、對獨戰爭にさへ參加した、我國に對する態度としては、決して満足すべきものではなかつた。

英國側の此交渉に關する申出は二月二十二日、駐日大使から加藤外相に致されたグレイ外相の通告に始つた。該通告の前段は、既述の南支鐵道に關するものであるが、其第二段に於ては次の如く述べてあつた。

予は日本政府が支那の領土保全及獨立を害するものと、理論的に考へられるやうな、要求を提出せらるゝやうなことの無いやうに切望する。然らざれば、予に斯かる要求と、日英同盟の條項とは、兩立し得べきものであるかと云ふことについて、説明を求められた場合に、困難な立場に陥らざるを得ないであらう。

此時には我方の要求條項も、希望條項も、夫れ／＼既に内告せられ、且十分の説明も與へられて居つたのである。然るにも拘らず、英國が斯かる申出を行つたことは、恰も我方の提案中に、支那の領土保全や、獨立を害する條項があると云はん許りの言分である。正面から日本の要求條項が、支那の領土保全や獨立を害するとは云ひ得な

い。従つてさうは云はないが、さも其處に之に反するものがあるかのやうな語法を用ひたことは、惡意に充ちてゐる。英國から斯かる申出が日本に對してあつたことは、必ずや駐支公使のジョルダン若しくはモリソン顧問あたりから、支那の方に漏れたであらう。然らば支那側は、直ちに之を以て、日本の要望は支那の領土保全や獨立を害するものと、日本の同盟國である英國すら、認めてゐると判斷したであらう。其結果支那側の態度は、當然に硬化するに至るであらう。即ち斯かる英國の言分は、日支交渉の進行を阻害すること、實に大なるものがあつたに相違ない。

### 交渉決裂への懸念

さうして英國は日支交渉が妥結に至らずして、決裂した場合のことについて、頻に取越苦勞の申出を行つて來た。三月初に早くもグレイ外相は、我本多參事官、井上大使に對して、交渉が決裂し、支那の事態が重大なことになるはせぬかと云ふやうな意見を述べ、英國は日本の同盟國として、日支關係の重大化を憂へると云ふやうなことを語つた。

餘りに英國の方で此交渉と日英同盟との關係に引つけてはものを言ふので、四月二十六日の我方の最終讓歩案を内告する場合には、日本の方からも、同盟關係に引つけて英國へ話をした。

加藤外相は井上大使に訓令して、此最終讓歩案だけのものも、貫徹することが出来ないやうであれば、今回の交渉の眼目も、失はれて仕舞ふ。さうして其結果、支那に於ける、日本の權威を失墜することとなり、結局東洋永遠の



平和を確立するに必要な、日本の地位を弱くすることになる。之は國家として忍ぶことの出来ないことである許りでなく、其結果日英同盟の目的を遂行することも困難になるから、この最後の譲歩程度のもは、如何なる困難を冒しても、之を貫徹しなければならぬのだと云はせた。

斯かる申出を受けたグレイ外相の答は、「萬一不幸にして、日支間に衝突を見るやうなことがあつても、其原因が、日英同盟の目的と衝突するが如きことなからんことを望む」と云ふのであつた。日支間に衝突が起れば、日英同盟の目的として擧げてある、支那の獨立も領土保全も、之を侵すの結果となることは自明の理である。之を侵すことの無い日支衝突は考へられない。つまり英國の考へ方は、日本はどんなことがあつても、支那と衝突を起すやうなことをするなと云ふにあるのであらう。

支那との交渉は最後は衝突を起すもやむを得ないと決心をしない限り、之を成功せしむることが困難であることは、英國の熟知する所である。夫れを英國が日支の衝突を起すことに反対だと豫め云ふことは、結局支那側に日本が最後の決意のなすことにイギリスが反対であると云ふことを洞察される原因になり、従つて日支交渉に對する支那の態度を硬化せしめると云ふ歸結にならざるを得ない。即ち英國の斯う云ふ提言は、日支交渉の妨害工作以外の何ものでもないのである。

### 頻々と注告して来る

さうして支那が日本の最終譲歩案を拒否し、勝手極まる回答をなし、然かも之を以て支那側の最後の回答であ

ると明言して、愈よ日支關係が重大な關頭に達した時機である、五月四日に、駐日英國大使は次の如きグレイ外相の意見を加藤外相に手交して來た。

サー・エドワード・グレイの信するところによれば、日本の要求條項中、今尙決定に至らざるものは、たゞ第五號に關するもののみである。若し果して然りとせば、予は之が爲に日支の國交の決裂するが如きことの無からんことを、切望するものである。右第五號に關するものは、當初英國政府に内告されたものの中には、包含すらされなかつたものにして、右は單に希望條項であると稱せられたものである。

此等要求(希望條項を指す)の、正確な意義については、世間に多少の疑惑があるやうである。即ち日本人の顧問備聘に關する要求は、日本政府の英國政府に内告するに當つて用ひられた字句によれば、妥當なやうであるが、北京に於ては、新に備聘する全外國顧問の過半数は、日本人とすべきである。換言すれば日本は他の諸外國の總てを合せたものよりも、多數の顧問を支那に備聘せしめんとすると云ふ意義に解せられてゐると云ふ。果して斯くの如くんば、これ支那に對し、保護權を設定すると相距る遠からざるものである。

武器供給に關する要求に對する解釋も、亦將來武器供給の權利を日本の一手に獨占せんとするものであると爲すものゝやうである。

若し日支國交の破裂の場合、前記のやうに解釋せらるべき要求を、支那が拒んだ爲であると見らるゝやうな、何等かの根據が存することがあるに於ては、斯くの如くして誘致せられたる事態を、英國輿論の前に於て、日英同盟の諸條項と調和せしむることは不可能であらう。

故にサー・エドワード・グレイは、日本が是等の諸點について、要求を強ふることを思ひ止まるか、又は日本の要求に對



し、さる邊に於て與へられつゝある解釋の誤れることを明白にするか。二者其一に出でられんことを希望する。鐵道問題は、一般政策よりは、寧ろ特殊な日英兩國の商業上の利益調整の問題である。而して予は本問題に關しては別に電報するところがあるであらう。

實に重大なる提言である。これこそは此日支交渉に關聯して、我國が第三國から受けた唯一の干渉である。之を本交渉の末期に、米國政府が寄せて來た、種々の提言に比するも、遙かに干渉的であり、且惡意に充ちてゐる。此グレー外相の重大なる提言は極めて重大な誤謬を前提としたものである。

即ち當時に於て、日支交渉に於て、支那が尙受諾を肯んずるに至らなかつたものは、第五號關係のもののみである。云ふのが此英國の申出の基礎をなしてゐるのである。然るに當時我要求條項中、尙未決に屬して居つたものは、決して第五號に關するものだけでなく、實に我要求中の根幹に屬すべきものにあつた。即ち

一、南滿洲に關する要求中にあつては

イ、未開放地に於て日本人に對して永租權(商租權)を許與することを拒み

ロ、日本人が支那の警察法規に服従し、支那人と同様に各種の課税を納め、土地に關する争については、日支人間は勿論、日本人相互間の訴訟と雖、支那官吏の審判に歸すべきことを求め

二、東部内蒙古に關する要求については

イ、同地方の範圍を局限し

ロ、日支合辦の農業及附隨工業の經營を拒否し、剩へ

三、膠州灣に關しては

イ、無條件にて膠州灣租借地を還附すること

ロ、將來の日獨講和會議に支那を參加せしむること

ハ、日獨戰爭によつて生じた損害全部を、日本に於て負擔すること

ニ、日獨戰爭の爲の、日本軍の諸般の軍事的施設を即時撤廢すること

ホ、占領地守備の日本軍を至急撤退することを要求し

四、第五號に關しては

イ、全部從來の會議に於て、支那側委員の言明したる所を、其儘採用し、若しくは其意見を參酌して、之を記録に留めんとするものであるに拘らず、福建省に關するもの、外、悉く之を拒否してをつたのである。

更にグレーの來電中に擧げた、顧問、兵器の件が、共に真相に相距る遠きものであつたことは、曩の米國からの申入に關して、我方から答へたところによつて明らかである。

ロンドンに於ても、東京に於ても、屢次我方から交渉の成行に關して、通報を受けつつあつた上に、北京のジルドン公使からも、十分の報告を入手しつゝあつたイギリスが、斯かる重大なる誤解に基いて、斯かる重大なる提言をなしたことは、實に驚くべきことである。勿論斯かる英國の誤解に對しては、ロンドンに於ても、東京に於ても、夫れ／＼適切な説明が我外務當局から與へられた。

然かも英國政府は、斯かる誤つた基礎に基いて重大提言をした翌日、即ち五月五日に、追つかけて、グレー外相から駐日英國大使宛の次の電報を傳へて來た。

貴官(英國大使)は、本大臣の五月三日發の電報に對し回答を得られたか。



貴官は加藤大臣に對し、英國に於ては日支國交破綻の形勢に關し、憂慮しつゝある旨、尙この憂慮は、本件に關し、吾人が何等公表をなし能はざる事實により、一層深められつゝある旨を述べられたい。

更に貴官は加藤男に對し、日支間の重大危機に際し、係争の諸點を公表し、日本は日英條約に、牴觸するが如き要求を、支那に對してなして居らないと云ふことを明白にする必要のあることを切言されたい。

さうして愈よ我最後通牒が支那政府に交付された日、即ち五月七日には、更に英國政府からの次の申出が我加藤外相の許に齎らされた。

英國政府は日支間に於ける、戦争の虞について、重大の關心を持つてゐる。其結果は日英同盟條約の主要なる目的の一つである。支那の獨立及保全を危殆ならしむるものと思ふ。吾人は同盟條約第一條により、日本政府が英國と協議することなくして、支那との協約を成立せしむべき爲の、更に又英國に友好的解決促進の機會を與ふべき爲の、門戸を最終的に閉鎖すること無かるべきを信ずる。

然かも此提議は、英國政府が事態重大なるを認め、六日朝、特に閣議を開いて評議したる結果であると云ふことであつた。

けれども此時刻には、既に我最後通牒は提出済であつた。さうして我國から事の茲に至つた事情は、詳細英國當局に説明せられたのであつた。

### 英國の斡旋申出

但此交渉の進行中に英國は、單に文句を並べただけでなく、斡旋協力を與へたことも事實である。三月二十七日、駐日英國大使は、加藤外相に向つて、駐支公使ジョルダンをして、支那に交渉促進方を申入れさせてはどうかと提言した。然し加藤外相は、「將來さう願ひすることがあるかも知れないが、差當りは其必要が無い」と答へて、之を謝絶した。

其後英國側から、何等仲介斡旋の申出はなかつたが、支那に最後通牒を手交した後に於て、グレイ外相は、ロンドン駐割の支那公使に對し、支那が之を受諾することの得策なる所以を説いたと云ふことであつたが、北京に於てもジョルダン公使から、支那側に對し、相當強く和平解決の有利なる所以を説いたことはあつたやうである。然し彼は照し合せて見て、イギリスの此交渉に對する態度は、日本に好意を持つたよりも、支那側に好意を寄せた程度が遙かに大きく、又交渉の促進解決に力を添えたよりも、之を妨害した分量の方が、ズット多かつたことは否定することの出来ないところである。

殊にイギリスがドイツとの戦争に主力を注ぎながらも、尙長江流域に於ける區々たる鐵道權益に關して、日本と執拗なる抗争を續けてやまなかつたところに、イギリス外交の眞骨頭を見る。

### 最後通牒提出前の内交渉

支那側の最後の回答に接した我政府は、愈よ最後の斷を以て交渉の終局を急ぐことになつて、最後通牒の交付、更に夫れに次いでとるべき措置について審議を開始した。此形勢を見て支那側は其常套手段である小策を弄し始



めた。即ち五月一日の回答を以て、支那政府の最後決意であると切言して、決然たる態度を見せた支那側は、若干讓歩的態度を示すに至つた。

然し日置公使と陸總長の會談は、最早此儘では開き得ない事情にあつたが故に、外交次長曹汝霖が其親近者である桑田豐藏を介して、日本側に接觸して來た。桑田豐藏はかねてから北京にあつて、日支間に介在して、兩國關係の接近に努力しつゝあつた民間有志の一人で、曹汝霖とは最も親密の關係があつた。

五月四日桑田は日置公使を訪うて、日本から最後通牒の提出せらるゝ前に、何とか局面を打開し、國交の決裂を回避したいから、もう一回兩國代表の會議を開くことにしたいと云ふ曹次長の意嚮を傳へた。

これに對し日置公使は、「五月一日の會見に於て陸總長は、支那側の回答は、支那政府の最後の決定であると斷言した。依つて本使は右様日本國政府に報告してよいかと念を押ししたところ、陸總長は夫れで宜しいと確答した行懸りがある。故に陸總長が、正式に此前言を取消す旨を本使に申出で、且我最後讓歩案の、殆んど全部を、其儘受諾する決心がなければ、會議を開いても、局面展開の途が無いであらう」と答へた。

桑田から此報告を受けた曹汝霖は、更に陸總長と相談した上で、再び桑田を介して、支那政府は、二十六日の日本の最終案について、更に考慮を加へて、談判を開きたいから、其旨日本國政府へ傳へて欲しいと申出た。日置公使は支那政府から正式の申込がなければ、そんなことを取上げて、日本國政府に請訓することは出來ぬと刎ねつけた。其結果翌五日朝、曹次長が陸總長の代理として、日置公使を訪問することとなつた。此旨の報告を受けた加藤外相は、日置公使に對して、何等の意見を表白せず、先方の言分だけを聞いて置くやうにと訓令した。

五日朝來訪した曹次長は、陸總長の代理として、公式に五月一日支那側から提出した回答を取消して、四月二十六日の我方の最後讓歩案につき、更に考慮を加へると云ふ了解を以て、會議を再開したいと申出た。

尙其場合曹次長は、其私見であると云ふ斷り付で、支那側の讓歩の程度を漏らしたが、夫れによれば

- 一、第五號の希望條項については、福建省の件を除く以外は絶対に聽かれない。
- 二、第二號第三條中の法令及課税に關し、日本領事の承認を求むる件亦絶対に承諾出來ない。
- 三、東部内蒙古に關する件の中の農業合辦の件、第三條中の裁判問題（南滿洲の内地居住の日本人の服従すべき裁判權のこと）については、更に考慮の餘地があるであらう。
- 四、土地商租のことは、別に公文を以て、解釋を定める途があるであらう。
- 五、南滿洲に警察學校を設立し、日本から教官を備入れ、警察官吏を養成し、之を以て滿洲の警察事務に當らせるやうにする。滿洲に於ける裁判官も、日本留學出身者を用ふる途がある。

と云ふにあつて、我方の最終案に比すれば、まだ大きな距離のあるものであつた。

此報告を受けた加藤外相は、夫れでは到底誠意を以て我修正案に對し、満足なる考量を加ふるの意があるものと認めることが出來ないから、會議繼續の申出には應じられない旨を回答せよと指令した。

然るに支那側は、此回答に接するや、更に陸總長の命によつて、曹次長を六日午後四時日置公使の許に遣すと申出で來た。此ことが東京に傳へられた時には、既に最後通牒提出の廟議が決定して居つた。そこで加藤外相は、其申出の内容如何に拘らず、最後通牒提出のことは、夫れ／＼取運ぶべき旨を命じた。



六日午後七時日置公使を來訪した曹次長は、更に次の如き新讓歩案を提出した。

- 一、第一號は全部四月二十六日の我修正案の通り同意する。
- 膠州灣還附のことは、公文を以て日本から聲明することとし、其他の事項は、交渉完了して、條約が調印になつたあとで、日本政府に於て、成るべく支那の希望に應ずることに同意せられたい。
- 二、第二號中商租の件は、別に公文を以て成るべく、長期に取極めることにして差支へない。
- 三、裁判問題は、土地に關する訴訟については、日本人間の訴訟は除外し、日本人と支那人との間の訴訟だけは、支那法官之を審判し、日本領事館から員を派して觀審することとする。
- 四、警察法令は、日本顧問官をして、現行違警律を調査し、日本人に適用の可否を審定せしむることとする。
- 五、東部内蒙古に於ける日支兩國民の合辦による農業及附隨工業の經營については、日本の要求を受諾し、日支合辦會社を設立して、之を經營せしめることとする。
- 六、第五號中鐵道の件は、日本の最終案の第二案（日本と本件關係の第三國との間に、直接交渉を纏めるから、其纏めるまでは、本件鐵道は何れの國へも許與せざること）に同意する。
- 七、顧問、兵器及布教の件は、日本の最終案を基礎として、他日商議すべきことを聲明する。
- 八、學校、病院の件は豫て協議濟の次第を、會議録として、存案することにする。

前回の申出に比較すれば、相當の讓歩である。然し夫れでも、まだ我方の最後案中、支那側に於て應諾するに至らないものがあつた。其主たるものは次の如くである。

- 一、南滿洲に於て日本人が服すべき、警察法規、課税、裁判權について、尙若干の距離がある。

二、東部内蒙古の範圍、及東部内蒙古に於ける農業及附隨工業を經營すべき、日支合辦の方法について、尙日本の要求に致するに至らない。

然し第五號については、我最後通牒案に比して、相當有利である。茲に於て日置公使は、曹次長に對しては、此申出は我最終案に比し、尙少なからざる距離がある、最後通牒に關する訓令に接してゐる今日、これでは日本政府へ取次ぐことは出来ないと言へながら、東京に向つては第五號だけは、この支那側の申出の如く最後通牒を訂正して提出してはどうかと請訓した。

東京政府に於ては、之に對して既に廟議が決定した上のもあり、且第三國に對して、最後通牒の内容を通知した上のもあるから、今更最後通牒の訂正はなすべきでないと言定した。

一方支那側には、曹が此申出をしてから後に、日本の最後通牒案は、最後修正案に比し、第五號に於て讓歩したものであることが傳へられて來た。そこで支那としては、改めて會議を開いて、曹次長から提言した線まで讓るよりも、寧ろ最後通牒を受けた方が有利であると云ふことが判つた。そこで支那としてもこれ以上の會議を開かずに、其儘日本の最後通牒を待つことに決したのである。さうして豫定の通り最後通牒の交付となつて、本交渉は終局を告ぐるに至つたのである。

茲に於て、日本としては、曹次長の言を容れた方が有利でもあれば、更に立場もよかつたではないかと云ふ議論も出たのである。若し支那側にして前言を翻すことがなく、曹次長の申出の如くに、必らず受諾すると云ふことが確實であればさう云ふ見方も成立つ。然し日本の最後通牒決定の事情を知つた、支那側があれば又會議を重



ねても、果して最後通牒以上のものを受諾したであらうかと云ふ疑問もある。

この曹次長の言に釣られて、一旦決定した最後通牒案を覆して、再び交渉を開いた時に、支那側が前言をひるがへすが如きことがあつたならば、夫れこそ我政府は、極めて困難の立場に陥らざるを得ないが故に、あの場合最後通牒を、其儘に提出せしめたことは、手堅いやり方であつたと云ふべきであらう。

あとになつて桑田の言として、五月七日朝曹汝霖は桑田に向つて、日本の提案は第一號から第四號までは、全部日本の最終案の通りに受諾する。第五號は軍器、顧問の件は、追て協議すべきことを聲明し、其他の福建問題、南支鐵道問題、布教權問題、學校病院等に關する件は、全部日本の提案通りにするから、最後通牒の提出だけは見合して欲しいと申出でたと云ふ話が傳へられ、桑田と特別の關係のあつた犬養毅の如きは、之を信じて議會でもそのやうなことを云つてゐるが、其後に於て取調べた所によつても、之は訛傳に過ぎなかつたやうである。

### 最後通牒の起草

最後通牒については、支那の方にも斯ふ云ふ問題があつたが、我國內には更に一層複雑な經緯があつた。五月一日の支那側の最後修正案なるものを接受した我外務當局は、斯うなつては、最早最後の手段に出る外はないと云ふので、最後通牒を提出しようと思ふことになつた。この評定は加藤外相、松井次官、小池政務局長等の間で、五月二日折柄の日曜の午後、番町の加藤外相邸で行はれ、其場で最後通牒案の起草が出来上つた。此時に起草された最後通牒は、其後愈よ支那側へ提出されたものとは違つてゐる。即ち前半の方は殆んど全部同一である

が、最後の一節が違つてゐる。即ち

若し帝國政府の主張にして、支那政府の容るゝ所とならずんば、日支兩國國交の將來、誠に寒心に堪えざるものあるを慮るが故に、帝國政府は支那政府に於て、大局に鑑み、更に其回答に再考を加へ、曩に帝國政府の提出したる修正案全部に對し、何等改訂を加ふることなく、速に應諾せんことを茲に重ねて勸告し、帝國政府は此勸告に對し、支那政府より今後四十八時間以内、即ち來る五月一日迄に、回答に接せんことを期待す。右期日迄に満足なる回答を受領せざれば、帝國政府は其必要と認むる手段を採るべきことを併せて茲に聲明す。

となつてゐたのである。

### 紛糾した元老會議

此外務省原案は、翌三日の閣議に附せられた。閣議は午前午後に互つて續開され、此最後通牒及其後にとらるべき行動等について、慎重に討議された。さうして翌四日午前中の閣議を経て、愈よ此最後通牒案は原案の儘閣議の決定となつた。

其結果同日午後には、首相官邸に元老と閣僚との協議會が開かれて、此問題を審議することゝなつた。會議は午後二時から開會せられ、山縣、大山兩公、松方侯の外大隈首相以下各閣僚出席した。開會劈頭先づ加藤外相から、一應經過を説明して、最後通牒交附の已むべからざる所以を述べた。

之に對して、先づ口を開いたものは、山縣公で第五號について、最後通牒をつきつけることには同意すること



が出来ないと云ふ所以を縷述した後、

日置公使の遣り方に關しては、世上には區々の論があるが、自分の耳にしたところでは、随分周密事に當つてゐると云ふことである。さりながら斯かる重大事件には、往々疑惑を持つものなしとしない。故に日本の遣り方は、如何にも尤もであるとの感想を起させ、信を内外に示し、世界列強に對しても、耻づるところの無いやうにすることが必要である。故に此際は加藤外相自ら大使として支那に赴き、袁總統に對しても、宇内の大勢を説き、我誠意の存するところを明らかにしたならば袁も必ずや悟るところがあるであらう。夫れでも尙彼が我提案に應じないと云ふならば、其時こそ、最後の手段亦やむを得ないであらう。即ち加藤外相、自ら最後通牒を携帶して北京に出かけることも一案であらう。

と。松方侯もこの山縣公の提議に賛成したが、加藤外相は既に其時機にあらざる所以を説いて之に反對した。八代海相は、「加藤外相自ら北京に使することは困難であらうから、他の何人かを遣してはどうか」との妥協意見を出したが、之には山縣公も、加藤外相も反對であつた。次いで松方侯から

若し此結果日支の國交が斷絶するやうになれば、我經濟上に於ける、甚大な打撃を覺悟しなければならぬが、此點はどうか。夫れから愈よ事を起すとなれば、財政上大きい負擔を必要とするが、之に對する用意はどうか。

と云ふ話が出て、若槻藏相から説明があつたが、侯を満足せしむるに足らなかつた。

そこで會議は極めて白け渡つたものとなつたが、元老側から、何とか時局を緩和する方法がないかと云ふ話が出、加藤外相からは「此上は自ら全責任を負つて辭職する」と云ふ話も出たが、山縣公は

自分の意見は之を述べて、諸君の參考に供したまでである。諸君は宜しく評議して決するところあつて然るべしである。

と述べ、かくて兎に角お互に考慮することにして、何等意見の一致を見るに至らずして、夕景六時元老は首相官邸を辭去した。

尙元老の一人である井上侯は興津にあつて、病氣の爲此日の會議には缺席したが、電話を以て、次の如く其意嚮を傳へて來た。

時局の成行は詳細に知る由なく、たゞ新聞紙等により、之を推察するにとどまるを以て、或は徹底せざるところあるべきも、予の意見は、本日望月小太郎に託し、書面を差出したれば、右にて了承を乞ふ。今其概要を云へば

帝國政府は最初より必要ならざる條件を提出し、談判を複雑ならしめたるのみならず、南滿に於ける治外法權のこと、立會裁判のこと等は、支那にとりては、甚だ困難なる問題なるべし。又青島還附の件についても、税關の管理權を收むる等、實質上の利益をとること等も、支那にとりて容易ならざる問題なるべし。之等に就いて我主張を貫徹せん爲、最後通牒を發すとせば、其以前に能く露國、英國、米國等の意嚮を確かむるを要すべし。

又山東鐵道其他獨逸の利權を、我に領有するにつけても、萬國公法上許さるべきことなるや否や、千八百七十年の普佛戰爭の實例等をも調査するを要す。

要するに、最後の決定を爲すについては、細密の注意を要す。萬一日本の威信を傷くるにより、已むを得ず、最後の自由手段に出づること、假令一再日遅るとも、能く能く、露英米等の諸國と十分に意思を疏通するを要す。

又愈よ最後の手段に出ることとなり、要地を占有するとせば、其何れの地を占有す等の心組なるやは知らざれども上海、天津等外國人と大關係ある所は之を避けざるべからず。

猶時局の發展と共に、各地の兵亂を豫想せざるべからず。此際に當り昨年來元老より提唱せられ、首相及外相にも一致せら



れたる、露國との同盟は急速に運ぶを要すべし。

「世外井上公傳」によれば「山縣公は此會議に臨むに先ち、特に益田孝を興津に遣はし、電話を以て公の意見を報せしめ、而して入江祕書官に書取らせて、會議の席上に提出した」とのことである。同書には此内容は載せてないが、前記の夫れが入江祕書官の書取つたものであらう。尙此中にある望月に託したと云ふ意見書は、望月が東京に着いた時は、元老は退散して仕舞つてゐたから、遂に元老會議には間に合はなかつたと「世外井上公傳」にある。

### 山縣公の意見

尙此日の會議については何等記録の残されたものは無いやうであるが、「山公遺烈」(高橋箒庵著)に、其直後である五月十四日に、山縣公が高橋に直話した所のものとして、次の記事がある。

日支談判に就いては、昨年來我外務當局者に、種々注意して置いたが、一向用ひて呉れぬのは困つたものである。大隈がアノ通りお喋りだから外務大臣も迂闊に外交祕密を話されぬと云ふのは如何にもお察しするが、吾々が注意したことで、結果が其通りに行かぬものが少くない。天保頭の吾々が、差出口をする譯ではないが、國家の大事に當つては、勢ひ所思を述べねばならぬ。若しも夫れが間違つてゐるならば、筋道を立て、説明して貰ひたい。理由も示さず注意は用ひぬと云ふことでは、如何にしても、安心が出来ぬのである。去年獨逸に對して最後の通牒を出す時にも、後事に就て種々の注意を與へて置いた。今度も亦加藤に向つて吾々の存意を打明けた。

今滿洲問題を片付けるのに、兵力を要する場合ありとすれば、吾々は直に同意する。何故かと云へば滿洲は、日本人にとつて唯一の發展地で、國家命脈の繋がる所であるから、我國民は同地に土着して、安んじて其業務を営むの保證を得ねばならぬ。夫れが若し外交談判で片付かぬとなれば、吾々は已むを得ず、兵力に訴ふるの外ないのである。

斯かる國家の死活問題に、兵力を用ふるのは已むを得ぬが、今度の第五項の如き、支那に對して顧問を備へとか、兵器を買へとか、布教權を得たいとか云ふやうな、些細の事に對して、兵力を動かさうと云ふのは、正義を以て世界に立てゐる日本の面目を自ら汚辱するものであるから、吾々は極力此談判を中止せしめねばならぬと覺悟したのである。

果せる哉、最後通牒を發する間に、英國外務大臣グレイより、日本は支那に對し顧問を備へ、兵器を買へると、非常な優越權を持つ積りと見ゆるが、斯くては日英同盟の精神に違背することなきや。若し英國議會に於て、之を質問する者あらば、其答辭に窮すべしと、一本突込まれて、大に狼狽したと云ふことだが、グレイの抗議がなかつたとて、斯かる問題で最後の通牒を發し、到頭武力に訴ふるが如き僻事は、斷じて吾々の同意し難き所である。

夫れで結局彼の最後通牒の第五項を削除することになつたが、一體今日の支那外交などを、日置公使に委せ置くのが迂闊な話で、大久保や伊藤の例もあるが、是迄に外務の首席が或る機會を捉へて、支那に赴き、袁と手を握つて、十分胸襟を披いたらば、彼とて瀧更木石でもなければ、理窟の分らぬ男でもなからうから、日本の眞意を告げ、日本の立場を明らかにし、惡感情を緩和する手段がないこともあるまい。

此記事によつても山縣公が加藤外相の支那行を主張したこと、夫れから第五項を最後通牒中に入れることに反對したことは、之を知ることが出来る。さうして山縣公が斯かる主張をした根據と云ふものも、大體之によつて明白にすることが出来る。



## 最後通牒の修正

其あと閣僚だけ残つて協議したが、其席上一木文相から、山縣公の意見に従つて、第五項を譲歩してはどうかと云ふ意見があつた。午後九時過には、關西旅行中、奈良で大隈首相の急電を受取り、旅程を變更して急遽歸京した、大浦内相も來り加つて協議を進めた。さうして、大浦内相も第五項削除説に賛成した。そこで遂に同夜の閣議に於て、二日に起草されて、一旦閣議できまつた最後通牒案を修正することになつた。さうして此修正されたものが、後に支那に提出され、さうして公表せられた最後通牒である。

斯くして閣議で最後通牒が修正せられ、第五項削除の事が決定したので、翌五日朝大浦内相は、此議を齎して先づ山縣公を訪ひ、熟議を重ねる所あり、午後開會の閣議に、右會談の顛末を報告して協議した上で、大浦内相は更に、山縣、大山、松方三元老を歴訪し、此最後通牒を支那に提出することに各元老の同意を取付けた。

依つて其翌六日先づ内閣に於て山縣、大山、松方三元老を加へて全閣僚列席の上で、修正を加へた最後通牒案を正式に審議決定した。そこで山縣公及大隈首相から、其結果を、御前に伏奏し、茲に三元老、十閣僚及長谷川參謀總長、島村軍令部長等の御前會議が開かれ、茲に於て愈よ最終的の決定を見るに至つたのである。

興津の井上侯は此日の會議にも自ら列席することが出来ないといふので、電話を以て江木書記官長に其意見を傳へ、之を會議に提出せしめたが、其意見は次の如くであつた。

日本が豫備行爲なくして、單に日支親善の空名の下に、一步の譲歩を支那に與へん乎、支那は必ず第二の譲歩を我に強請せ

ん。故に日本が多少の譲歩(例すれば第五號の中、武器問題、顧問問題、宗教學校問題等口説)をなさんとせば、其以前英、米殊に露大使等に對しては、この一步の譲歩は、日本が切に東洋の平和の爲め忍ぶべからざるを忍びしものなるも、萬一支那にして聽かずんば、日本は遺憾ながら、自由行動を取るの已むを得ざるに至るものなることの最後の決心を、以上の與國及び支那政府に、明白に其意思を疏通し置くべし。此疏通は即ち我一步を譲る以前の、豫備行爲なり、此行爲をなして然る後支那に最後通牒を發すべし。

此外松方侯は最後通牒に於ては、膠州灣還附の聲明は取消すべしとの意見を述べた。之に對して、加藤外相は「夫れでは膠州灣還附のことは撤回となるが」と言を挾んだ。さうして山縣公は「予は當初から信を以て、支那に對すべき主張である。一旦還附を言明した以上は、今日尙之を重しなければならぬ、且予は外相と還附聲明の時機について意見を異にする、即ち第二修正案に於て之を提議したことを遺憾とする」と、松方侯の意見に反對した爲、最後通牒案は閣議決定の通りに此日の會議に於て最終的決定を見た。

## 元老が寧ろ火元

對支交渉は最後のドタン場に至つて、元老と閣僚——加藤外相との間に、國家の大事を前にして、飛んでもない抗争状態を展開したが、然し此交渉の由つて來る源をたづねれば、寧ろ元老の方が、斯かる交渉を提起せしめる原動力であつたとも見られる事實がある。

我國が歐洲戰爭に参加するに決し、ドイツに最後通牒を發した直後に於て、山縣公が大隈首相に面會の上開陳



したところを、更に文書に認めて、大隈首相、加藤外相、若槻藏相宛に差出してゐる。其書面の中に曰く

然れども膠州灣を支那に還附し、歐洲の強國をして、再び之を租借若しくは占領する能はざらしむると共に、支那をして帝國の恩誼を感謝せしめ、他の方面に於て相當の報酬を受領せんとするに至りては、其困難なる決して膠州灣一時占領の比にあらざるなり。故に帝國政府にして已に獨逸に通牒を發したる上は、支那に對する、今後の方策につきては、固より疾くに確定せる所ある可しと雖、愚老の如き未だ詳かに之を聞く能はざるは、竊かに遺憾の至りに堪へず。世間或は帝國の武力を過信し、支那に對しては、たゞ威壓を以て志を遂ぐべしとする者あれども、人生の事は一の腕力によりて決定せられ得るが如き簡略のものにあらず、今日の計は、先づ日支の關係を改善し、彼をして飽くまで、我に信頼するの念を起さしむるを以て、主眼とせざるべからざるなり。(中略)

滿蒙に於ける帝國の利益は極めて重大にして、帝國は之を獲るが爲に、二十餘萬の生命を犠牲にし、殆んど二十億の財貨を消糜したり。然るに此利益を確實にし、其經營を進捗するには、一方に於て露國との親交を維持すると共に、他の一方に於ては、支那との關係を圓滿にし、事毎に扞格支吾するが如き患なきを期せざるべからず。然り而して支那の我に對する現狀は、決して満足すべきものにあらざるものなり。(中略)

帝國は曩に東洋永遠の平和と支那領土の保全との爲に、英國と同盟をなし、露と相戦うて鮮血を濺ぎ、黄金を費やしたること莫大なるは、支那人の宜しく記憶すべき所。袁世凱素より之を熟知すべし。彼等或は帝國を以て露國を逐うて其後を襲ひたるものとなさんとも、露國が滿洲を奄有せると、帝國が之を管理すると、支那の爲に孰れが利多く、孰れが害少なきかは、彼等亦之を悟るに難からざるべし。況んや帝國は今や又膠州灣を獨逸より取戻して、之を支那に還附せんとするに於ておや。彼等をして内國力の充實を計り、以て東洋平和の基礎を固うするには、先づ日本と共同一致の精神を定め、政治上に於て日本に信頼するは勿論、經濟上に於ても、亦相倚り、相援くるの必要なるを悟らしめ、之をして其従前の態度を改め、爾今政

治上及經濟上の問題にして、苟くも外國に關係ある者は、必ず先づ我に謀りて、而して後に之を決せしむる、今日は實に千載一遇の好機に非ずや(下略)

と。説くところ必ずしも具體的ではないが、當時我國の歐洲戰參加の初に於て、早くも山縣公が膠州灣還附に關聯して、日支の聯絡を密にし、政治上、經濟上日本に信頼せしめ、其外國に關係あるものは、先づ我に謀つて然る後に決せしむるやうにすべきであるとの意見を政府に進言したこと、さうして滿洲に於ける帝國の利益を、確實にすることの緊切なるを痛感して居つたことは、以上の文書によつて知ることが出来る。これが日獨開戰の當初に於て、山縣公が政府當局に要望したところである。

此山縣公の意見書の提出があつてから、間も無い九月二十四日に、内田山の井上邸に、主人の井上侯の外山縣、大山、松方の三元老と大隈首相とが會合して、主として外交方針を中心に協議をしたことがあつた。其時に作製された申合の第一には、「支那に對する根本的大方針」として

イ、袁世凱を始め支那人をして、從來日本に對する不信と疑念とを一掃し、以て我に信頼せしむることを根本的主眼となすこと。

ロ、特種問題に對し、特使又は名を漫遊に藉り、袁の信頼すべき地位、並に手腕ある人を派遣すること。

ハ、膠州灣の返還に對する條件、並に交換すべき利權の調査等の協議。

ニ、鐵道、鑛山其他機會均等主義に反せざる政治上、經濟上の問題に關し袁をして契約せしむること。

の各項が擧げてある。即ち膠州灣を還附すること、而して之を還附するについては、其代償として或利權を獲得



すべきこと、機會均等主義に反せざる限りに於て、政治上經濟上の問題に關し、袁世凱をして契約せしむべきこと、更に袁世凱をして日本に信頼せしむるやうにすべきことは、既に此時早く元老一致の意見として政府に要望せられ、然かも當日の會合に於ける申合の主要なる一項として、「首相と元老間とに交換したる外交上一致せる意見は、外務大臣たる加藤男之を遵行すること」が定められてあつたのである。

つまり元老は相一致して、此頃から既に支那に對して、或種の要求をなすべきことを考へて、政府當局にも之を提議して居つたのである。元より政府としても、自發的に之に關する考慮を重ねて居つたであらうが、愈よ對支交渉提起を決意するについては、此元老の提議と云ふものも、政府を動かすに與つて力があつたものと思はれる。さうして愈よ支那に交渉を提起することに決した時にも、先づ各元老に之について豫め夫れ／＼話をした上で同意を求むる所があつたのである。一體此對支交渉の問題が廟議となつたのは、大正三年十一月十一日の臨時閣議であつたが、加藤外相は其後一週間を経た十一月十八日に先づ山縣公を、次いで同月二十三日に井上侯を、同月二十九日には松方公を夫れ／＼往訪して、親しく此方針について語つて同意を得たのである。たゞ大山公は當時病氣引籠中であつたから、其全快を待つて、翌年一月九日に往訪し、之について諒解を得た。さうして山縣公に對しては、日置公使に訓令を與へた後に於て、大正三年の年の瀬の迫つた十二月三十日に、加藤外相から親しく此訓令案を示して、十分の話があつた筈なのである。

さうして愈よ政府で決定した、對支要求中には、山縣公が特に重視した、滿洲に於ける帝國の權益確保の問題もあれば、膠州灣遼陽の代償たるべき、山東に關する諸要求も包含されてゐたのである。さうして此交渉に關聯し

て、我國としては袁世凱の一身一家の安全を保障すること、革命黨及支那留學生の取締をも、嚴重に勵行することの約束をも與へることに手筈が整へられてゐたのである。即ち山縣公の謂ふところの、袁世凱をして、日本に信頼せしむる爲の工作についても、夫れ／＼考慮が廻されてあつたのである。従つて、元老としても、之等の對支提案に對しては、元々異存は無かつたものであらうと思はれる。

### 元老が反對になつた理由

斯く元老の發意を容れ、元老の諒解を得て始めた對支交渉に對して、何故に最後に元老側が斯くも反對の態度を示すやうになつたであらうか。

元より其理由は二三にとどまらないであらうが、加藤外相が、事前に諒解を求めただけで、其後元老に對し交渉の経過を報告しなかつたことが、此原因の一つであると思はれる。

一體元老に對しては、從來外務省に來た在外使臣から電信の寫を、廻す慣例があつた。然るに加藤外相は、之が爲に、外交の機密が漏洩するからとの理由で、この電信寫の送付を止めて仕舞つた。

歐洲には大戰が勃發した。さうして帝國が之に参加したと云ふ時に、この多年の慣行である、電信寫の送付を止められたのであるから、元老も大に憤慨したらしい。内田山の井上邸に開かれた、元老の協議會の申合の第四項に、「八月七日以後、英國より東洋に於ける獨逸巡洋艦擊沈の依頼を受けたる以來重大なる外交上の電信往復、又は交渉文書は、從來之を元老に示さざりしも、凡て此等の外交文書は、原文又は譯文となし、之を元老に示し、尙



將來外國に關係する、重大なる交渉事件に關しては、凡て事前に、之を協議し、以て舉國一致の實を擧ぐべきこととあるが如き、正に其鬱憤のあらはれに外ならない。然るに加藤外相は尙頑として、之を示さうとしなかつた。さうして對支交渉の件についても亦さうであつた。

「公爵松方正義傳」に蒐録してある、大正四年二月十八日付の、松方公の山縣公宛の書狀中に、「對支開談往復之情報を、御手元にも、當局より更に報道無之由、敬承。是れ敬遠の義とは乍申、如此大切之關係之情報は、時々御聽に達候所之有度事に存候。殊に昨年より、一層御注意相成居候義に有之。隨而我々共にも、現今將來之大切之關係と相心得居候、對支の情報は、我々共も承り度事に候處、閣下之御手元さへも、未だ報道無之とは、實に意外千萬に御座候」とあるは、這般の消息を傳へて餘りがある。尙前に引用した元老會議の時の井上侯の意見の冒頭の一節も、亦此ことを云つてゐるのである。

多年の慣例である、在外使臣から來る電信寫の配付を止めて仕舞つて、元老から何と云はれても、夫れを送らない。従つて日置から來る對支交渉に關する電信もサツパリ來ない。一番興味のあるニュースを絶たれたのであるから、元老が憤慨したのも無理がない。元より加藤外相にすれば、之を送ることを止めた特別な理由があつたのであるが、今は其處まで書く必要はあるまい。

そんなことから元老が加藤外相を快く思はなくなつた。さうして遂には對支交渉のやり方にまで反對するやうになつて行つたものと判斷される。

### 元老が反對になつた理由の二

尙對支交渉に關する元老の態度が、其終局に近づいて變化したことに對しては、袁世凱顧問であつた、有賀長雄の策動が、大に作用してゐることも、否定すべからざる所であると思はれる。

袁世凱が此交渉に關して、日本に於て策動する爲に派遣したものに、金邦平と有賀長雄とがあつた。金邦平は早稻田専門學校の出身で、早くから袁の知遇を受け、日露戰爭中は中立事務を擔任し、戦後の日清善後條約の議定に當つては、袁の秘書として活動した男で、早稻田に關係がある爲に、選ばれて渡日し、宿縁によつて大隈首相に會見したりして、日本側の眞意を打診することに努め、大に功があつたと云ふ。そこで日支交渉が終つて歸國すると、直きに農商次長に榮進した。

一方有賀博士は二月二十四日北京を出發して東京に入り、主として元老方面に遊説した。此有賀の行動に關しては、政府は注意を怠つてゐたが、「元老の一人大山巖は、一日君(大隈首相)を早稻田に訪うて「有賀がこの頃實に變なことをする」と君に告げた。君は驚いてこの事を部下に調査せしめて、始めて其眞相を知つた。君が有賀を斥けたのはこのことのためであつた」と大隈侯八十五年史にある。此有賀のやり口については、當時各方面の非難轟々たるものがあつたが、北京日本人會でも、之を問題とし、有賀が北京に歸つてから大阪毎日特派員橋崎觀一、時事新報特派員小川節と滿鐵公所の新橋榮次郎の三人が代表となつて、有賀を詰問するところがあつた。其時の會見録によつて其頃有賀がどう動いたかと云ふことが明らかである。右會見は六月九日と十六日の二回に互



つて行はれてゐるが、第一回の會見に於ては、

問 貴下が元老に向て遊説せられたとの説あり、事實如何。

答 余は北京より歸朝後、山縣、井上其他の元老に對し、日支交渉に關する意見を述べたるは事實なり。余の意見は、最初より日支の間に、干戈を動かすことは、東洋の平和を維持する見地により、日本の爲又支那の爲不利益と信じたれば、之を元老に語れり。元老の中にも一號案、二號案の如き日本にとりて重大なる問題に關しては、戰爭亦避くべきにあらざれど、五號案に囚れて戰爭を爲すは不可なり、との意見ありたり。余の意見も亦一號案等に就ては已むを得ざるも五號案にて、戰爭するは不可なりと云ふにありたり。

問 歸朝の際袁總統との間に如何なる相談なりしや。

答 袁總統に面會せし際、袁總統より交渉案件の内、支那の主權を損害する個條及領土保全に反する個條は、尤も承認し難き點にて、若し之を承認する時は、折角築き上げたる余(袁總統)の位置にも影響するを以て、此意を日本に歸りたる後、有力者に傳へ呉れとの依頼を受けたり。

問 元老間に遊説せるは、右袁總統の依頼によるや。

答 袁總統の傳言もあり、余自身の意見も之に一致せしを以て元老に説きたるまでなり。

問 袁探云々の嫌疑を受けたるは如何。

答 余が元老に意見を述べ、元老の意見の背後に余あること、四月二十日頃政府に知れたり。敢て元老に余の意見を述ぶることを秘するにあらざるも、元老より明白に政府に告ぐる必要もなく、自然秘密の如くなりたることを聞知したる加藤外相は、余が元老の背後にある邪魔者の如く思ひ、余を東京以外に遠ざけんと欲し、同志會の壯士を使喚し、余の行動を以て、袁探なりと誣ひ、遂に余を殺さんと圖りしことは確かなり。

問 左様な薄弱な嫌疑なれば、身を匿す必要なかりしにあらざるや。

答 行方不明なりと新聞に報ぜられたるも、右は誤解なり。余の居住地を管轄する警察署より、同署には二十名許の巡查あるのみにて、若し演說會の流れ等にて、多數の暴徒に襲はるるが如きことあらば、十分の保護を加ふる能はざる旨を通知し越せしを以て、余は其勸告に従ひ、警察署には行方を明らかにして避難せるのみ。政府は余の所在は能く知り居りたる筈にて、行方不明にあらず。興津井上侯別荘にも二週間隠れ居りたり。

問 尙他に嫌疑を受くる原因なきか。

答 湯本にて金邦平と會合したることを、彼是傳へたることあり。金は當時袁總統の密使として、渡日せしものなりと、専ら世評を受け居りし爲、自然余にも嫌疑の及びたるものと思ふも、現に金は大隈首相にも面謁し、其際大隈首相は日本の要求條件中、最も主眼とする所は、山東省及滿蒙に關するものなりと言明せられ、金より之を總統府に報告したる由にて、仄聞する所によれば、支那の委員は此事を會議の席に持出したることあり。大隈首相さへ恚の如し。余が金と會合せしことが、袁探の原因とは受取る能はず。

問 支那政府の爲、元老の意見を諒知して之を報告したることなきや。

答 余と總統府秘書との間には、文通したること數回あるも、概ね憲法に關する問題にて、余より外交に關して直接支那政府に通報したることなし。右の手紙は、日本文なりしを以て、何れ會秘書の手により翻譯の上、袁總統に達せしことと思はる。其原文は多分總統府に之あるべし。外交に關することは、陸公使を介して報告しむたり。

問 陸公使と會談したることありや。

答 數回あり。劉參贊官の來訪を受けたることも度々あり。元老と談話せしことに關し、條項を擧げて、此點が如何とか、彼の點が如何とか、詳細なることを陸又は劉に話したることは無し。たゞ世間有觸れたる談話、(問者曰く日支交渉に關する



政府の態度とか、元老の意見とか云ふ類か。(有賀曰く然り)は、之を交へたることあれど、余も日本人なれば秘密は之を漏さず。

と云ふやうな問答が交はされてゐる。さうして第二回の會見の問答中には

問 博士が歸國の際、袁氏より或事を依頼されたりと明言せり。其事を何故に當時在北京日本代表者たる日置公使に告げずして暗々裡に元老に告げたるか。

答 袁氏は日本の有力者に告げよと依頼せり。若し日置公使に之を謀らんか、直ちに外務省に報告し、袁氏の依頼が無効とならん。

問 有力者とは何ぞ。現内閣諸公ならん。然らば先づ現内閣諸公、殊に大隈伯、加藤外相に告ぐるを至當と信ず。

答 外務省は今回の事に關し余を決して近けず、大隈伯も亦然り(依然は然らず)。元老は余が伊藤公の秘書時代より知り合多きを以て、自然此方面に足を向くるは已むを得ず。

問 吾人は博士の爲に自ら處決せんことを希望す。

答 諸君は本日顧問辭職の勸告に来れるや。

問 吾人は決して辭職勸告に来れるにあらず。唯だ一片の誠意を披瀝して、博士の反省を求むるのみ。而して居留民の代表にあらず、單に三名の有志のみ。

答 諸君の意思は十分に承知せり。有難く御意見を尊重せんも、處決云々は自ら順序あるを以て、今茲に明言するを得ず。

尙最後に言はん。余が今回元老に相談せしは、一面袁の意見を傳へたるにあるも、一面は日支の關係を、切に憂慮せるが爲のみ。即ち戦争にもならば、日支兩國の不利益非常にして、殊に日本の將來は、世界に數多の敵を持つこととなり、其危険云ふべからず。之を思ふが故に、余は世間の是非を顧みる暇なく、一直線に運動を試みたるなり。其點は言ふ迄もな

く顧問としてにあらず、一日本人の有志として働きたるなり。

問 然らば何故に袁氏に對して運動を試みざりしか。

答 無論袁氏にも試みたるが、其内容は發表すべき限にあらず。

と云ふが如き應答があつた。さうして當時北京にあつた正金の取締役小田切萬壽之助も有賀と袁世凱との間に立つて、一役買つてゐたとの説もあつたが、少くとも小田切が井上侯に對して諸種の情報を提供したことは事實のやうである。

一體袁世凱の信用を得てゐる有賀が、日支の間に介在して、或は支那の爲にはかるところが無いであらうかと云ふことは、かねて憂慮されてゐたところである。

そこで大正三年七月下旬に歸朝した有賀が、八月下旬に北京に歸任すると云ふ時に、有賀と特に關係のある大隈首相が、此我當局の懸念を代表して、親しく有賀に對して、我方の不利益なるやうな意見を述ぶるやうなことの無いやうにと懇々訓諭したのであつたが、愈よと云ふ場合に於て、有賀は袁世凱の爲に働いて仕舞つたのである。

### 元老が反對になつた理由の三

當時の元老が此對支交渉に關する、第三國殊にイギリスの干涉を恐れてゐたことは蔽ふべからざるところである。元老の第三國殊にイギリスに對する感じは前に引いた大正三年九月、共上邸に開かれた元老會合の申合の冒頭に、



重きを置いてゐることによつても、察知し得るところである。「とあり。一ロンドン・タイムスの論説にすら、頗る

従つて此交渉についても、第三國の反對干渉と云ふことが、元老には殊の外重大事と考へられたやうである。元老會議に際して井上侯の傳言中にある「最後の自由手段に出ること、假令一再日遅るとも、能く能く露英米の諸國と十分に意思を疎通するを要す」とか、「最後の手段に出ることとなり、要地を占有するとせば……上海天津等外國人と大關係ある處は之を避けざるべからず」と云ふが如き一節は、云ふまでもなく、斯う云ふ考へのあらはれであるが、井上公傳にある井上侯の日支交渉評中にある「本來青島攻撃は日英同盟の信義に據り、英國と協力して、遂に其目的を達したる次第なれば、今度支那に向つて外交談判を開かんとするには、豫め英國と相談して、彼の同意を得たる上にて交渉するが至當なり」とあるが如きも、亦斯かる考へ方が端的にあらはれたるものである。

然し加藤外相の方では、何もさう／＼第三國の意嚮を聽く必要はない。殊にイギリスについては、先年大體の諒解を取付けてある。其上に豫め打明話をして夫れは困るとか、之は待つて呉れとか云ふ話が、先方から出たら、却つて日本が困るではないかと云ふ考慮もあつたやうである。殊にイギリスは同盟國であるに違ひはないが、歐洲大戰参加の場合の交渉などについても、可成り利己本位である。何も日本の方ばかりさう／＼馬鹿正直には、やれないではないかと云ふ考も、加藤外相の心の奥の何處かにあつたのではないかと思はれる。そこで一々第三

國に打明けたり諒解を求めると云ふやうなこともしなかつたが、さう云ふ點で元老の考と加藤外相の考との間に、可成り食ひ違ひがあつたやうである。さうして此ことが此交渉を廻つて元老と加藤外相との對立を來す一つの原因となつたやうである。

さうして元老が頻に第三國の干渉を心配してゐる折柄、丁度五月四日の元老と閣僚との會議が喧嘩分れになつた其後へ、前記のアメリカが他の第三國を誘つて、此交渉に干渉を始めると云ふロンドンからの電信が入つた。そこで、さてこそ第三國の干渉だと云ふので、元老も驚いたが、政府當局の中にも、相當神經を失らせたものがあつたやうである。然し其結果一刻も速かに、交渉は終末をつけるやうにしなければならぬ。夫れには多少讓歩しても、邪魔の入らない中に、早く打つべき手は打たなければならぬと云ふことになつて、閣議は第五號讓歩にまゝとまり、元老の方も亦、多少の不滿を忍んでも、最後通牒案に折れ合ふと云ふことになつたのである。若し此アメリカの策動が傳へられなかつたならば、あの場合元老と閣僚との確執は、もつと永引いたのではないかとさへ想像される。即ちいろ／＼と議論はしても、結局は國家本位であると云ふことがハッキリ茲にあらはれてゐる。

### 元老の態度を知る資料

尙支那に對して最後通牒を發するに先つて開かれた、前記の元老閣僚の會議に於ける、山縣公の主張を知るに足るべき、山縣公から井上侯に宛てられた書面があるから、之を附記する。此書面は山縣公が五月四日の會議から歸つて、即夜祕書官に代筆させて井上侯に送つたものである。曰く



拜啓今日益田孝を以て電話にて御申越の趣了承會議に於て、御主意の存する處を、續々申述べ、且は愚見をも開陳致し、此際列國の意をも充分に疏通し、内密之注意を要するのみならず、國家百年の前途を考へ、信を列強に失せざるを要す、故に此時に當り加藤外相自身、彼地に赴き、親敷折衝し任に當らば、萬一圓滿の解決を得ざるも、帝國之誠意を表明することを得、一は以て列強の信を繼ぎ、一は以て民心を得るに庶幾しとて、隨分痛論相試候、然るに事茲に至りては、最早更に列國に相談するの餘地なく、且外相自身出張する事も、既に其時機遅れ、却而支那をして我國は遂に萬策盡きて、茲に至れりとの念を生ぜしむるのみならず、内地新聞紙等の情勢、此上の遲延を許さざるの有様なりとて、首相外相交々不同意を述べ、愚見も耳に入れざる様子に付、此上論議するも無益と相考へ退出候、委細は望月小太郎に相話置候、近日同人參趨之節御聞取の事と存候得共、不取敢右御報申上候次第に有之候、猶歸宅後望月に面會御意見委細拜承致候  
大正四年五月四日夜

椿山莊にて

有朋

世外老侯閣下

今日は甚疲勞候に付秘書官に代筆爲致候段御高恕是祈と。以て同日の會議の大體の事情を知るに足りる。

此外有賀長文の行動に關し山縣公から四月二十九日付を以て、井上侯に致された書面があるから、序ながら之を引用して置く。曰く

昨日は有賀長文御遣し被下外交上外務との應答の事、並に漢治萍之一條共、委曲傳承仕候、今回對支談判開始後は、我々にも時々報告可致様外相に及示談置候、併し未だ彼より回答無之候歟、何たる一報も無しに、一昨朝有賀長雄來訪投書之

事に付、談合有之候間、暫時相避け居候方、可然と申聞候處、當地に罷越との事にて、同人より事情御承知と存候、彼是事情を推考し、萬一政府より壓迫手段に出候事は無之歟と察し候に付、昨日秘書官を内相に遣し、真相相尋させ候處、別簡申來候間供内覽候、別に壓迫手段を取る様子は無く候へ共、有賀の前約を履行致さざりしより、彼是疑團を生候事は明瞭に相見候、御一覽後有賀にも御申聞有之而は如何と存候、餘は後鴻に讓る

四月二十九日

古稀庵にて

有朋頓首

世外老侯閣下 内啓

と。但此書簡中にある「別簡」なるものは判らないから、大浦内相がどんな答をしたかは明瞭でない。尙此書面の冒頭にある漢治萍の件と云ふのは、日置公使が四月二十六日に提出した所謂我方の最終讓歩案中に、漢治萍問題が

兩締約國は公司及其關係者を懲通して、日支合辦の實現に盡力すべく、又支那政府は日本の同意なくして同公司の現状を變更するが如きことは悉く之を防止すべきことを約す

となつてゐたのに對し、井上侯が「夫れでは不十分だ」と云ふので、外交當局に電文の誤りであつたと云ふ事を理由として

將來該公司若し日本資本家と合辦を商妥したるときは、支那政府は之を認可すべく、且之を國有とせず、又官に沒收せず又他國の資本を借らざることを聲明す

と訂正すべきより、申込むやうに申出でたことを指すものと判斷される。さうして當局に於ては、直ちに此井上



侯の意見を容れて、日置公使に訓電した結果、漢治萍問題は後日日支兩國間に、取極められた案文の如くに訂正する手續が、四月二十八日に北京に於て採られた。本交渉に於て井上侯の意見の如きも決して無視されては居らなかつた一證左とも見るべきであらう。

☆ 近世日本外交の中心 ☆



(定價二圓八錢)

昭和十七年四月五日印刷

昭和十七年四月十日發行

著者 松本忠雄

發行者 瀨木博信  
東京市神田區錦町三丁目廿二番地  
會員番號(二六五二八)

印刷所 宮本印刷所  
東京市神田區小川町一丁目十一番地  
綾部喜久二

發行所 博報堂出版部

電話神田代表二八一番  
振替口座三八一五番

配給元 日本出版配給株式會社  
東京市神田區淡路町二丁目九番地











